

第20回
年金記録回復委員会

日 時：平成23年1月31日（月）
18：00～

場 所：厚生労働省 18F 専用第22会議室

平成 23 年 1 月 31 日

厚生労働省年金局事業管理課・日本年金機構

「運用 3 号」に関する研修、諸準備について

1. 研修による周知徹底

(1) 既に実施したもの

○平成 22 年 11 月 12 日 …… 準備段階での事務説明会（ブロック本部、各県代表年金事務所等）

(2) 今後実施するもの

○平成 23 年 1 月～3 月頃 …… 全ての年金事務所、都道府県事務センター、コールセンター（民間委託）、街角の年金相談センター（社労士会委託）、各都道府県社会保険労務士会を対象に、徹底した説明会・研修会を実施する。その際に出された質問については、集約して回答を全国にフィードバックする。

○研修の実施状況は、節目節目で年金記録回復委員会に報告する。なお、この実施効果につき、回復委員による「覆面調査」をお願いすることも予定。

(当面の研修)

・機構職員への事務説明会（障害年金加算改善法に関する説明と合同で実施）

1. 日 時 平成 23 年 1 月 27 日(木) 13:00～17:05

2. 場 所 日本年金機構 南関東ブロック本部 3F 「大会議室」

3. 対象者 ブロック本部（相談・給付支援G、国民年金支援Gの担当者各1名）、都道府県事務センター（担当者1名）、県一年金事務所（担当者1名）

・「街角の年金相談センター」センター長会議

1. 日 時 平成23年2月1日(火) 12:30～(17:00)
2. 場 所 東京ステーションコンファレンス 503C・D
 (千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー5F)
3. 対象者 街角の年金相談センター長
 ※都道府県社会保険労務士会（各1名）も参加。

(3) 研修用の資料

今後の研修会などでの質疑に応じて、実務検討会での議論も経て、改訂版を順次作成の予定。

○＜別紙1＞ … 「運用3号」研修資料（「運用3号」に関する経緯等について）

○＜別紙2＞ … 「運用3号」研修資料（「運用3号」職員向けQ&A集（第2版））

2. 受付・処理状況のフォローアップ

(1) 平成23年1月7日現在の受付状況 … 770件（H22.12.15～H23.1.7受付分）

(2) 機構本部への報告

「運用3号」の対象となる方々の窓口での対応状況の実態把握・集計のため、当分の間、各年金事務所か

ら機構本部に週次で報告することとする(困難事案については、本部主導で解決策を提示する)。その状況は、2ヶ月ごとに年金記録回復委員会に報告する。

3. その他

今秋に予定している「不整合記録のシステムによる一斉抽出」の手順及びそれに向けた段取りについては、節目ごとに年金記録回復委員会に報告する。

「運用3号」に関する経緯等について

1. 「第3号被保険者制度」の概要 と「不整合記録」の発生

(1) 第3号被保険者制度の概要（国年法7条3号）

- ①いわゆるサラリーマンとして第2号被保険者（例：夫）となっている人に扶養される配偶者（例：妻）
→ 第3号被保険者（昭和61年4月施行）
- ②第3号被保険者期間は、保険料納付済期間となり将来の年金額に反映。
→ 年金給付の財源は、各年金制度（拠出金すなわち保険料）や国庫（税）が負担。
- ③第3号被保険者（例：妻）になるための届出は、第2号被保険者（例：夫）の会社等を経由。（平成14年4月～）

(2) 第3号被保険者でなくなる場合

- ①配偶者である第2号被保険者（例：夫）が被用者年金制度の資格を喪失して第1号被保険者となる場合は、第3号被保険者（例：妻）も第1号被保険者となる。
- ②第3号被保険者（例：妻）の収入が年収130万円以上に増加したことによって扶養から外れた場合も第1号被保険者となる。
- ③配偶者である第2号被保険者（例：夫）が死亡した場合は、第3号被保険者（例：妻）は第1号被保険者となる。
- ④配偶者である第2号被保険者（例：夫）と離婚した場合は、第3号被保険者（例：妻）は第1号被保険者となる。
- ⑤第3号被保険者（例：妻）が被用者年金制度の資格を取得した場合は、第2号被保険者となる。
- ⑥その他の資格喪失事由（第3号被保険者が死亡、60歳到達等）

(3) 「不整合記録」の発生

・上記(2)の①～④に該当した場合に第1号被保険者となるための手続きは、第3号被保険者(例:妻)本人が、市(区)役所又は町村役場で行うこととされている。この手続について一定の周知は行ってきたものの、実態としては、第1号被保険者となるための手続が行われず、不整合な記録となっているケースが数十万人、場合によっては百万人以上にのぼる可能性がある。

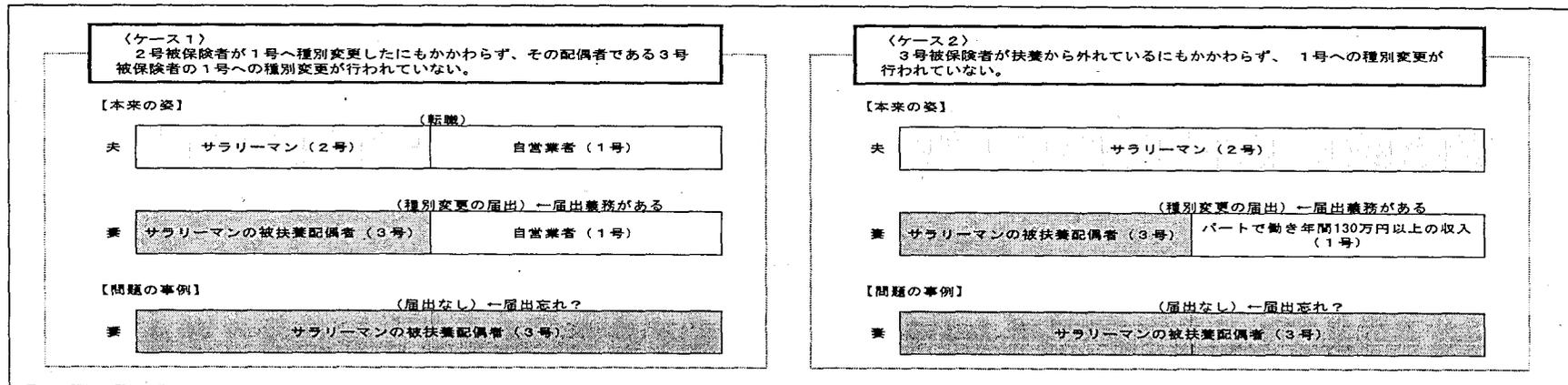
<概数>

- 1) 第3号被保険者数(平成21年度末) … 約1,021万人
- 2) 第3号被保険者への種別変更(3号→1号)の件数(平成17～21年度) … 約369万件
- 3) 第3号被保険者への届出勧奨(3号→1号)の件数(平成17～21年度) … 約98万件

(注) 1. 「届出勧奨」は、3号の要件に該当しなくなったのに3号のままの人への1号への種別変更の勧奨。
 2. 制度発足(昭和61年4月)から平成16年度までの種別変更及び届出勧奨の件数は不明。

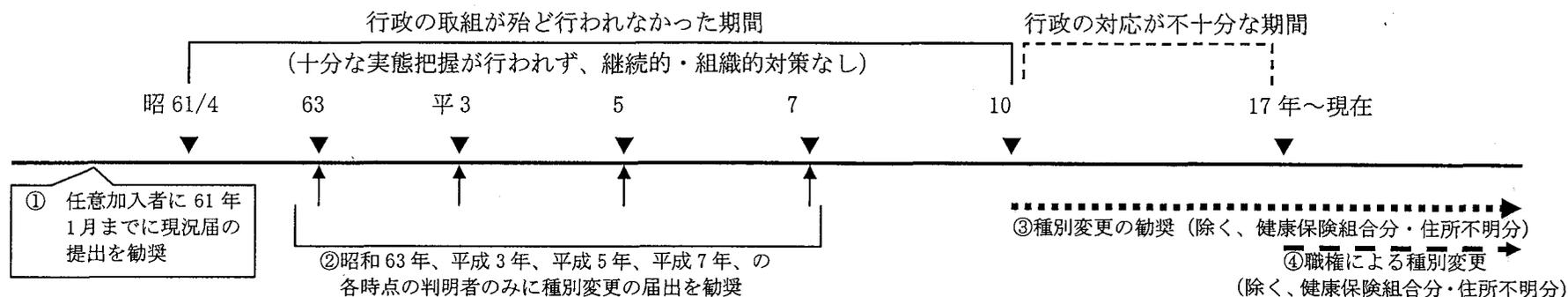
【不整合記録の典型事例】

- <ケース1> 夫が第1号被保険者となっているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のままとされている
 <ケース2> 妻の収入が増加して健康保険の扶養から外れているにもかかわらず、妻が第3号被保険者のままとされている。



2. 発生した「不整合記録」を是正するための取組

(1) 従来取組



- ①制度創設時（昭和 61 年 4 月）の準備段階（昭和 60 年 10 月～61 年 1 月）… 旧国民年金法の任意加入者に対し、昭和 61 年 1 月末までに現況届を提出するよう勧奨し、第 3 号被保険者とした。
- ②昭和 63 年、平成 3 年、平成 5 年、平成 7 年、の各時点で、該当者に種別変更の届出を勧奨。
- ③平成 10 年 4 月～現在 … 種別変更の未届者が判明した場合は、その都度勧奨。
 - ア) 3 号の配偶者である 2 号被保険者の、退職などによる資格喪失情報に基づく、種別変更の勧奨。
 - イ) 協会けんぽ・共済組合からの、3 号自身の被扶養配偶者としての削除情報に基づく、種別変更の勧奨。
- ④平成 17 年～現在 … 上記のア・イともに、勧奨後も未届の場合は、職権による種別変更を実施。
 - (*) ただし、この被扶養者の削除情報について、健康保険組合からは、現在も入手できる状態になっていない。
 - (*) 住所が不明である人については、勧奨も職権による種別変更も行えていない。

(2) 今後の取組

- ①現在、「不整合記録の抽出システム」を開発中であり、平成 23 年秋から該当者を一斉に抽出し、事前のお知らせを行った上で、3 号→1 号に職権による種別変更を行い、保険料の納付を求める。
- ②健康保険組合から被扶養者の削除情報を入手できるよう調整し、届出勧奨及び職権による種別変更を行う。
- ③被保険者について、基礎年金番号と住民票コードの紐付けを進め、正確な住所を把握できるようにする。

3. 今後の取組によって生じる影響

従来どおりの対応方針の下で上記のような取組を進めた場合、次のような事態が想定される。

- 「不整合記録」が発見された者については、当該第3号被保険者としての記録を第1号被保険者としての記録に訂正する。これにより、当該「不整合期間」は、第1号被保険者としての未納期間になる。
- 受給権者については、第1号被保険者としての未納期間になった分だけ減額再裁定を行い、過払いとなった年金については返還を求めることとなる。
- 被保険者については、保険料の時効が到来していない直近の2年分については納付を求める。2年以上経過した期間については、第1号被保険者としての未納期間のままとなり、将来の年金給付に反映されなくなる。
- その結果、給付の減額、過払金の返還、年金額の見込み違い等が本年秋に数十万件、場合によっては百万件以上一気に発生し、場合によっては、受給資格期間（原則25年）に足りない等により無年金となる者も出てくる可能性がある。
 - 非常に多くの受給権者、被保険者が予期せぬ形で老後生活の安定、将来の生活設計を損なわれる。
- 年金事務所等に苦情等が一気に寄せられ、大量のトラブルの発生による混乱は不可避。
 - 受給権者：「裁定の時に確認したのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのか。」
 - 被保険者：「納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納となるのか。」
「特別便や定期便に書かれていることと違うではないか。」
- 法改正をもって対応しようとしても、第3号被保険者制度の在り方そのものが議論の対象となることが想定され、改正内容の調整や実現には多くの時間を要し、その間にも、現在の不整合な状態への対応が遅れる。

4. 混乱を回避しながら将来に向けた是正を徹底するための現実的な対応策としての「運用3号」の概要

(1) 「運用3号」の仕組みの概要（不整合記録を有する者への対応）

- ①受給権者は、既に年金が裁定されていることから、現状を変更しない。
- ②被保険者は、将来に向けて第1号被保険者に種別変更し、保険料の時効が到来していない過去2年間を除き、現状を変更しない。

(2) 現行法との関連での位置付け

- 「運用3号」は、「現状の年金記録を変更せずに尊重する」という手法であり、現行法に基づく第3号被保険者制度の枠内で運用実施。通知によって新たな被保険者区分を創設したり、「運用3号」というような新たな年金記録に変更するものではない。
- 現行法を運用していく上で、国民の生活実態と年金記録が完全に一致していることが本来の姿であるが、実務上は限界があり、現実の問題として、国民の生活実態と整合しない年金記録が多数存在する。そのような場合に、両者を完全に一致させるべく徹底的に整合性を追求することも一つの対処方法であるが、他方、そのような不整合が生じたことについて行政側の責任がある場合には、あえて国民に大きな負担を強いることなく、これまでの届出の結果を尊重し、整合性の追求を一定範囲にとどめることも一つの対処方法である。これは年金制度を運用していく上での裁量の範囲で許されるものであり、通知により今回の対応を行うこととしたもの。

(3) この仕組みについてのとらえ方

- ①法令の規定通りの届出をした人からみると、公平性の面でのご批判がある。
- ②しかしながら、従来通りの対応方針とした場合、多数の無年金者や低年金者を発生させることになり、その方々の老後生活の安定を損なわせるのは、もっと大きな問題。
- ③また、そのような事態をさけるために不整合記録の問題への取組を先送りすることも不適當。
→「運用3号」が最も現実的な対応策

(4) 「3号特例届」、年金確保支援法案（「10年後納」を可能とする法案）、カラ期間（若しくは免除期間）との関連

- ①「3号特例届は効力が遡らず障害給付等の納付要件に含まれないが「運用3号」は納付要件に含むのはおかしいのではないか。」
 - 「3号特例届」は、届出によってある時点で「1号から3号に変えた」ことの効力が過去に遡らない。
 - 「運用3号」は、「3号である」という年金記録を過去も未来も動かさず継続するもの。
- ②「年金確保支援法案が成立したら「運用3号」の対象とする期間を10年以上経過した期間に限定すべきではないか。」
 - 先の臨時国会において3年の時限措置として修正（継続審議）
 - 不整合記録判明のタイミングによって、2年以上前の期間が「運用3号」の対象になる人と10年以上前の期間だけが「運用3号」の対象になる人に分かれ、別の不公平感が発生する。

③「3号期間ではなく、カラ期間や免除期間とすべきではないか。」

→ カラ期間（60年改正法附則第8条）や免除期間（国民年金法第90条）は、法律上その要件が明確に定められている。
（法令の根拠なしに第3号被保険者期間から積極的に変更することは困難）

（5）不整合記録の是正の取組と「運用3号」の実施期限

①第1段階：本年1月～裁定請求、相談等を受け付けた方について対応。

②第2段階：今秋、不整合記録を有している人を一斉に抽出し、記録を是正。

③第3段階：従来の取組に加え、健康保険組合から被扶養者削除の情報提供を受け、届出勸奨及び職権適用を徹底。併せて、住民票コードとの紐付けも推進。

※不整合記録の発生を抑制するための方策については、実施可能なものから逐次実施を検討。

④第3段階まで実施してから一定期間経過後に、新たな不整合記録が発生していないか検証した上で、「運用3号」の取扱いを継続する必要があるかどうか判断。

「運用3号」
職員向け「Q&A」集
(第2版)

平成23年1月27日

厚生労働省年金局事業管理課
日本年金機構国民年金部

〔目 次〕

- (Q1) 「運用3号」を行う理由や経緯について、現状を放置すればどうなるのか…など分かりやすく説明して欲しい。…………… 1 頁
- (Q2) そもそも第3号被保険者期間の不整合記録はどうして発生したのか。その理由を明らかにして欲しい。…………… 4 頁
- (Q3) このような不公平な措置を通知ひとつで、実施するのは納得がいかない。法律改正をしてから実施すべきではないか。…………… 6 頁
- (Q4) 本来、第3号被保険者でなくなったら届出を行うこととなっており、その届出を行わなかった本人の責任ではないか。…………… 7 頁
(更問) このような措置は、モラルハザードを招くのではないか。…………… 8 頁
- (Q5) 今回の措置は、適用日(平成23年1月1日)前に記録訂正された者も対象とすべきではないか。そうしないと不公平ではないか。…………… 10 頁
(更問) 「運用3号」によって3号期間と認められ、保険料を払わずに年金をもらう人がいるのだから、私の1号未納期間を3号期間に戻して年金を増額することを認めてくれないのであれば、年金はそのままでもいいから、1号納付済期間に私が払った保険料を返してほしい。…………… 11 頁
- (Q6) 今回の措置は、きちんと届出を行い保険料を納付してきた者とのバランスを欠くのではないか。せいぜい、保険料免除期間や合算対象期間と見做すという取扱いに留めるのではないか。…………… 12 頁
(更問) 「運用3号」の適用は受給者だけにして、被保険者については、従来通り、過去2年間について保険料を求め、2年以上経過した期間については1号未納期間とできないのか。…………… 13 頁
- (Q7) 年金確保支援法案が成立すると、過去10年遡って保険料を後納することができるようになる。「運用3号」も過去10年まで遡って1号未納期間に変更し、10年以上経過した期間のみ第3号被保険者とすべきでは

- ないか。……………14頁
- (Q8)「運用3号」を実施せず、不整合記録部分につき10年に限らず過去何年でも保険料を遡及して支払えるようにすればよいのではないか。……16頁
- (Q9) 妻を「運用3号」として救済するのであれば夫の1号未納(2号から1号になった者)も救済すべきではないか。……………17頁
- (Q10)「運用3号」の年金給付の財源はどこから出るのか。きちんと届出をせずに「保険料のがれ」をした者に対する年金給付の財源まで負担するのは納得がいかない。……………18頁
- (Q11) 私は運用3号の対象になりたくない。自分が届出を忘れていたのであれば仕方ないので、過去2年分の保険料は支払うし、それ以前の期間は未納期間にしてもらって構わない。そのようにしてもらうことはできないのか。……………20頁
- (Q12)「運用3号」はいつまで実施し続けるのか。……………21頁

(Q1)「運用3号」を行う理由や経緯について、現状を放置すればどうなるのか…など分かりやすく説明して欲しい。

(答)

1. いわゆるサラリーマンとして第2号被保険者となっている方に扶養されている方は第3号被保険者となり、ご自身で保険料を納付することを要しませんが、第3号被保険者資格の取得や喪失については、行政への届出が義務付けられております。

2. しかしながら、第3号被保険者の届出制度に関する周知や、第1号被保険者としての届出を行っていただくことの勧奨（種別変更届の勧奨）、行政側での認定に基づく保険料納付のお願い（職権適用）などの取組が不十分であったこと等もあり、
 - ① 夫が厚生年金や共済年金に加入している第2号被保険者で、妻が第3号被保険者となっている場合において、夫が転職等で第1号被保険者になった場合は、その被扶養配偶者である第3号被保険者も第1号被保険者となる届出を行い、国民年金保険料を納付することが必要であるが、この届出がなされず、第3号被保険者のままとされているケースや、
 - ② また、妻の収入が増加したことなどにより、夫に扶養されなくなった場合においても、第3号被保険者から第1号被保険者となる届出が必要となるが、この届出がなされないケースが相当数あることが判明しました。

3. このようなケースについて、仮に従来の取扱いを続けた場合には、次のように、予期せぬ形で生活の安定を損なわれる受給権者、被保険者の方々が大勢でてきてしまいます。
 - ① 受給権者
紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業等によってご自身の年金記録の漏れや誤りが判明する方が出てこられますが、そのチェ

ックの過程で、それに加えて不整合な第3号被保険者期間の記録も判明する可能性があります。その場合、突合せ作業によって新たな記録が判明したにもかかわらず減額再裁定となり、過払いとなった年金については返還していただかなければならないケースも出てくると考えられ、場合によっては無年金者になってしまうケースも出てくる可能性があります。

② 被保険者

裁定請求や紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業等を契機とした年金相談において不整合な第3号被保険者期間の記録が判明する可能性があります。その場合、過去2年以内の期間の保険料の納付を求められるほか、2年以上経過した不整合期間については、保険料を納付することが制度的にできないため、全て1号未納期間に記録を変更することとなりますので、年金見込額を大きく下回る結果になったり、場合によっては年金受給権がないことが判明したりするケースも出てくると考えられます。

4. さらに、第3号被保険者の不整合記録が明らかになった以上は、不整合記録を適正な記録に訂正するとともに、将来に向けて是正をする必要があります。そのため、不整合記録の対象者を本年10月に一斉抽出することとしておりますが、「運用3号」を実施しない場合は、受給権者も被保険者も、不整合記録を有する方は全員抽出することとなり、その人数は数十万人、場合によっては百万人を超える可能性があります。

この場合、そのような大勢の方々から年金事務所や年金相談センターなどに対して

- ・裁定のときに確認してもらっていたのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのか
- ・納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納期間になるのか

・特別便や定期便に書かれていることと違うではないか
といった声が殺到し、年金行政の第一線が大きな混乱に陥ってしま
います。

5. このため、行政面での取組みが不十分であった事情もあり、届出
を行わなかったご本人にのみ大きな不利益を負わせることは適当で
ない等の観点から、年金記録回復委員会でのご議論もいただきなが
ら、今回のような取扱い、すなわち年金受給者については、現状を
変更せず、また被保険者については、過去2年間を除き、現状を変
更しないこととしました。

6. 第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面においての行政
努力が不十分であったことにより、今回のような措置を講じざるを
得なくなった点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の
再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解
を賜りますようお願い申し上げます。

(Q2) そもそも第3号被保険者期間の不整合記録はどうして発生したのか。その理由を明らかにして欲しい。

(答)

1. 第3号被保険者の取得や喪失については、行政への届出が義務付けられていますが、届出制度に関する周知や、第1号被保険者としての届出を行っていただくことの勧奨などの取組が行政として不十分でした。
2. 昭和61年4月の第3号被保険者制度のスタートに向けて、混乱を回避するための事前準備として、多くの方が第3号被保険者に移行することが予想された国民年金任意加入被保険者（被扶養配偶者である方）に対して昭和61年1月末までに届出を行うよう勧奨し、届出を行っていただきましたが、届出を行った後、制度施行日（4月1日）までの間に被扶養配偶者でなくなった方については、制度発足当初から不整合記録になった可能性があります。
3. 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更や裁定請求書の審査にあたっては、本人と配偶者（夫）の年金記録（被扶養配偶者の記録を含む。）の関連チェックは実施していますが、基礎年金番号導入前（～H8.12）は年金制度毎に別の年金手帳番号で記録の管理を行っていたことから、配偶者（夫）の年金手帳番号が不明である場合など十分なチェックが行えず、不整合記録になっている可能性があります。
4. また、第3号被保険者でなくなったときは届出を行うよう一般的な周知を行ってきましたが、個別の届出勧奨は平成10年4月からの定期的（毎月）な勧奨を実施するまでの間は、昭和63年、平成3年、平成5年及び平成7年にワンポイントで行われたのみだった

ため、その機会に届出がされていなければ不整合記録になっている可能性があります。

平成10年4月以降についても、勧奨して届出が行われなければ再勧奨を行ってきましたが、平成17年3月まで職権による種別変更を行っておりませんので、再勧奨を受けて届出をされていなければ不整合記録になっている可能性があります。

5. さらに、平成17年4月以降については、配偶者（夫）の第2号被保険者の喪失情報や被扶養配偶者の削除情報を活用した届出勧奨や職権による種別変更を行ってきましたが、それでもなお、次のような点が不徹底なため、不整合記録の是正は現在においても完全に行われておりません。

- ・健康保険組合からは、現在、被扶養配偶者の削除情報の提供を受けていないこと。（関係者と調整中。）
- ・第3号被保険者の住所が住民基本台帳上で確認できない場合や確認できても当該住所に勧奨状を送付しても未送達となる場合には、個別の勧奨も職権による種別変更もできない。（被保険者について住民基本台帳コードの収録促進を検討中。）

6. このような背景から、第3号被保険者に関する不整合記録は大量に存在しており、昨年1月頃、社会保険オンライン上の年金記録の中を簡易な調査（夫：1号、妻：3号）で抽出したところ、約100万件の不整合記録が存在している状況です。

（注）これは一時点を捉えたものであり、その後に届出がなされ、年金記録が訂正されているものも多いと思われませんが、逆に、この抽出においては被扶養配偶者の情報との突き合わせを行っていないことから、実際の不整合記録は不明です。

(Q3) このような不公平な措置を通知ひとつで、実施するのは納得が
いかない。法律改正をしてから実施すべきではないか。

(答)

1. 今回の措置は、第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面
においての行政努力が不十分であったこと等も勘案し、受給権者や
被保険者の皆様に不利益を生じさせないための取扱いを行おうとす
るものであり、できる限り速やかな対応を行うためにも、法律改正
によるのではなく運用（通知）によって実施するものです。
2. これは、法令に基づいて第3号被保険者の届出がなされた結果で
ある「現状の年金記録を変更せずに尊重する」という手法で行うも
のであり、現行法に基づく第3号被保険者制度そのものの運用とし
て実施するものです。したがって、現行法に定めのない新たな被保
険者区分を通知によって創設したり、「運用3号」というような新た
な被保険者区分の年金記録に変更したりするものではありません。
3. 仮に法律改正を行うこととなれば、改正内容の調整や実現に多く
の時間を要することとなり、その間にも現在の不整合な状態への対
応が遅れていきます。特に、第3号被保険者制度を巡っては、制度
発足以来、これまでの制度改正等の際にも様々な議論がなされてお
り、改正内容の調整は容易ではないと考えられます。
また、仮に法律改正を早期に実現できたとしても、これ以上多く
の受給権者や被保険者の方々にご迷惑をおかけしないようにするた
めには、今般の運用3号と同様の考え方をとらざるを得ないものと
考えられます。
4. このため、今般の措置は、法律改正ではなく運用（通知）によっ
て速やかに対応するための現状打開策として実施するものであり、
なにとぞご理解ください。

(Q4) 本来、第3号被保険者でなくなったら届出を行うこととなっており、その届出を行わなかった本人の責任ではないか。

(答)

1. ご指摘のご意見は、適正に種別変更の届出を行ってきた方との公平性の観点からはもっともなものであり、届出を怠った本人にも一定の責任はあります。しかしながら、次のような事情も考慮すると、全てを自己責任というには酷なケースも多いのではないかと考えられます。

- ① サラリーマン家庭においては、社会保険関係の諸手続きが会社任せになっていて、どのような場合にどのような届出が必要なのか、必ずしも正しく認識されていない（行政による周知にも限界）。
- ② サラリーマンの被扶養者でなくなった場合に、一定期間内に病気には必ずなるから医療保険の手続きを忘れていても気が付くが、年金は給付を受ける時期が遠い将来であるため、手続きを忘れていても気付かない。
- ③ 夫がサラリーマンから自営業者に転職した場合、妻の専業主婦としての生活実態に変化がないのであれば、夫の転職に伴って妻の年金についても手続きが必要と気付かない。
- ④ 夫が適用事業所のサラリーマンから未適用の法人事業所や5人未満個人事業所のサラリーマンに転職した場合、妻の専業主婦としての生活実態に変化がないのであれば、夫の転職に伴って妻の年金についても手続きが必要と気付かない。

2. このように、第3号被保険者制度を運営していく上では、本人からの届出を基本としながらも、不整合が生じている場合に行政側からの勧奨等によるバックアップが不可欠であり、そのバックアップが長期間にわたって不徹底でありました。このため、本人の責任は、納付可能な直近2年間以内の期間の保険料を支払ってもらうことに

とどめる取扱いとしたものです。

今回のような措置を講じざるを得なくなった点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(更問) このような措置は、モラルハザードを招くのではないか。

1. 第3号被保険者としての生活実態がないにもかかわらず保険料を納付しなかった期間について年金給付を認めるのは、モラルハザードを招く、とのご懸念は理解できます。

2. 言うまでもなく、年金制度は給付と負担のバランスで成り立っており、保険料の納付が年金を受給する前提であることは、当然のことです。したがって、届出制度を熟知していながら確信犯的にそれを怠って保険料の納付を免れた者に対して年金給付を行うようなことは、モラルハザードを招き、適当でないものと考えます。

しかし、救済すべきでない「不心得者」であるほど「自分は何も知らなかった」と言い張るのが一般的であるため、確信犯かどうかを確認することは事実上困難です。逆に、聞きかじった程度の知識があるばかりにそれを口にした「正直者」が「運用3号」の対象から除外されるというのは酷ではないかと考えます。

3. むしろ、今後の制度運営を適正化し、健全なモラルを維持していくためには、不整合記録が大量に存在することが認識された今こそ、将来に向けて、第1号被保険者への種別変更を徹底的に行っておくことが最も重要です。これを先送りせず一斉に行うためには、届出を怠った人に過度な負担を強いるのではなく、保険料が時効消滅していない期間の範囲内で被保険者としての義務を果たしていただく方法が適当であると考え、今回の措置を講じることいたしましたの

で、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(Q5) 今回の措置は、適用日（平成23年1月1日）前に記録訂正された者も対象とすべきではないか。そうしないと不公平ではないか。

(答)

1. 第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面での行政努力が不十分な中で、届出を行わなかったために不整合な記録になっていることに気が付かないままご自身の年金が裁定され、その年金額を前提に年金生活を続けられている方、あるいは、ご自身の記録が不整合な状態になっていることをご存じないまま年金生活を目前に控えている方が大勢おられます。

今回の措置は、そのような状況に鑑み、これまで行政が行ってきた裁定等を信じて生活されている方の行政に対する信頼についても保護する必要があるという趣旨から、年金記録の現状を変更せずに尊重するという形で、年金受給者や被保険者の方々の年金額が下がらないようにするためのやむを得ない措置です。

また、今になって本来の状態に記録を訂正しようとしても、第3号被保険者として記録された時期から既に長期間が経過しているような場合は、実際に事実関係がどうであったのか確認が困難な場合が多いということも想定されます。

2. 過去に年金記録を訂正された方については、「運用3号」の対象にならなかったということで納得がいかない面があろうかと存じますが、記録の訂正を行ったのは、あくまでも、ご本人に年金記録の内容を確認して頂いた上で、本来の姿に戻したものですので、それを今改めて元の誤った姿に戻すというのは困難でございます。一貫した取扱いができていない点については誠に申し訳ありませんが、第3号被保険者制度の運営に関する行政努力が不十分であったことで、これ以上多くの国民の皆様にご迷惑をおかけしないようにするために、やむを得ず今般の措置を講じたものでありますので、なにとぞ

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. なお、ご指摘のような点を踏まえ、被保険者については過去2年間分の保険料の納付を求めることとしておりますので、ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

(更問)「運用3号」によって3号期間と認められ、保険料を払わずに年金をもらう人がいるのだから、私の1号未納期間を3号期間に戻して年金を増額することを認めてくれないのであれば、年金はそのままでもいいから、1号納付済期間に私が払った保険料を返してほしい。

1. 繰り返しになりますが、記録の訂正を行ったのは、あくまでも、お客様ご自身に年金記録の内容を確認して頂いた上で、本来の姿に戻したものです。お客様がお支払いになった保険料は、お客様自身にご確認いただいた第1号被保険者期間に対応するものとして支払っていただいたものであり、その年金記録を元の誤った第3号被保険者期間に戻して保険料を還付することは致しかねます。
2. 「運用3号」の対象者であっても、まだ年金を受給していない方については、過去2年間分の保険料の納付を求めることとしておりますので、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(Q6) 今回の措置は、きちんと届出を行い保険料を納付してきた者とのバランスを欠くのではないか。せいぜい、保険料免除期間や合算対象期間と見做すという取扱いに留めるのではないか。

(答)

1. ご指摘のようなお気持ちは、もっともなものと思いますが、今回の措置の対象者は、必ずしも意図的に保険料のがれをしたということではなく、届出義務そのものを承知していなかった方が大半ではないかと推測されます。

第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面における行政努力が不十分であったことにより、今回のような措置を講じざるを得なくなった点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. ご指摘にあるような「免除期間」(国民年金法第90条)や「合算対象期間」(60年改正法附則第8条)は、その要件が法律上に明確に定められており、法律上の根拠なしに年金記録を3号期間からこれらの期間に変更することは困難です。今回の整理は、法令に基づいて第3号被保険者の届出がなされた結果である「現状の年金記録を変更せず尊重する」という手法で対応するもので、できる限り被保険者に不利益が生じないようにするという観点からの、現状打開策とご理解ください。

3. なお、ご指摘のような点を踏まえ、被保険者については過去2年間分の保険料の納付を求めることとしておりますので、ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

(更問)「運用3号」の適用は受給者だけにして、被保険者については、従来通り、過去2年間について保険料を求め、2年以上経過した期間については1号未納期間とできないのか。

1. 被保険者については、年金の裁定までは行っておりませんが、これまでの経緯の中で、年金相談、年金見込額試算、ねんきん特別便・ねんきん定期便の発出などを積み重ねてきており、それらを通じて形成された行政に対する信頼、ご自身の年金受給への期待、それに基づく老後の生活設計といったものをご破算にしてよいとは考えられません。
2. とりわけ、年金の裁定を間近に控えている方もおられますので、僅かな差で、受給権者として現状のままとする取扱いを受けられる方と、受給権者になる寸前であったために2年以上経過した期間も1号未納期間とされてしまう方々の間で、取扱い上あまりにも大きな差が生じることとなり、適当ではないと考えます。

(Q7) 年金確保支援法案が成立すると、過去10年遡って保険料を後納することができるようになる。「運用3号」も過去10年まで遡って1号未納期間に変更し、10年以上経過した期間のみ第3号被保険者とすべきではないか。

(答)

1. 国会で継続審議とされている年金確保支援法案が成立した場合には、過去10年遡って後納することができるようになります。その場合には、「運用3号」について、

- ・過去2年分の保険料の納付を求めるとともに、
- ・2年以上経過した期間について、過去10年まで遡って1号未納期間に変更し、
- ・10年以上経過した期間のみ第3号被保険者としての記録を変更しない

という取扱いに変更してはどうかとの議論も考えられるでしょう。

(注) 年金確保支援法案が成立しても徴収時効は2年で変更ないため、過去10年分の保険料納付を求めることはできない。

2. しかし、年金確保支援法案により過去10年分の未納保険料が納付可能になるのは、3年間限りの時限措置ですから、3年間を経過したら、また元の姿に戻さなければなりません。そうすると、不整合期間が判明したタイミングによって、2年以上前の期間が「運用3号」の対象になる方と10年以上前の期間だけが「運用3号」の対象になる方に分かれ、別の不公平が生じてしまいますので、適当ではないと考えています。

(後納制度が始まる前に不整合記録が判明した人)

- ・過去2年間の保険料納付

(後納制度が実施される3年間に不整合記録が判明した人)

- ・過去2年間の保険料納付 + 過去3～10年分は1号未納期間
(後納制度が終了した後に不整合記録が判明した人)
- ・過去2年間の保険料納付

(Q8)「運用3号」を実施せず、不整合記録部分につき10年に限らず過去何年でも保険料を遡及して支払えるようにすればよいのではないか。

(答)

1. 国民年金保険料は法律の規定により2年間の消滅時効にかかるため、過去何年でも保険料を遡及して支払うことができるようにするためには、法律改正が必要になります。
2. また、これは過去3回実施された特例納付と同様の措置を一部の方について実施するものであり、高齢期に一定の保険料をまとめて納められるだけの資産・所得がある者に制度のメリットが集中する可能性がある、といった特例納付と同様の問題点があると考えます。
3. さらに、「運用3号」を実施せずに特例納付を行うこととする場合は、非常に多くの受給権者、被保険者が予期せぬ形で生活の安定を損なわれ、年金事務所、年金相談センター等の現場には、受給権者から「裁定のときに確認してもらっていたのに、なぜ今頃になって突然年金を減らされるのか」、被保険者から「納付書を一度も送られていないのに、なぜ2年以上前の期間が未納期間になるのか。特別便や定期便に書かれていることと違うではないか」「過去分をまとめて払えるのは金持ちだけではないか」といった声が殺到し、年金行政の第一線が大きな混乱に陥ることになります。

(Q9) 妻を「運用3号」として救済するのであれば夫の1号未納(2号から1号になった者)も救済すべきではないか。

(答)

1. 今回の措置は、第3号被保険者の届出制度の周知や勧奨などに関する行政運営面の努力が不十分であったこと等から、これまで管理してきた年金記録を変更しないという特例的な措置を講じようとするものです。例えば、夫がサラリーマンから自営業者に転職したけれども妻の専業主婦としての生活実態に変化がなかったような場合を想定しますと、夫自身は自分の職業が変わったのですから、当然、社会保険制度にも変化が生ずることに思いを致すべきところですが、妻の方は、自分の生活実態に変化がないのに、夫が転職しただけで自分の加入する年金制度も変化するということに気付かなかつたとしても、やむを得ない面があります。
2. このように、転職した場合の年金記録の取扱いについては、転職した本人とその配偶者では、事情が異なると考えられます。したがって、第2号被保険者から第1号被保険者となり、保険料未納となっている方について、保険料納付済期間と見做すということは、今回の措置とは趣旨を異にするものであり、対応困難であることに御理解を賜りたいと存じます。

(Q10)「運用3号」の年金給付の財源はどこから出るのか。きちんと届出をせずに「保険料のがれ」をした者に対する年金給付の財源まで負担するのは納得がいかない。

(答)

1. 「運用3号」の期間がある方に対する年金給付の財源は、通常の3号被保険者の期間がある方と同様に保険料や税金によって、賄われることとなります。

ご指摘のようなお気持ちは、もっともなものと思いますが、今回の措置の対象者は、必ずしも意図的に保険料のがれをしたということではなく、届出義務そのものを承知していなかった方が大半ではないかと推測されます。

第3号被保険者の届出制度の適正な運営という面においての行政努力が不十分であったことにより、今回のような措置を講じざるを得なくなった点について、お詫びを申し上げ、今後は、類似事案の再発防止に全力を挙げて取り組んで参りますので、何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. なお、ご指摘のような点を踏まえ、被保険者については過去2年間分の保険料の納付を求めることとしておりますので、ご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

〔参 考〕

○ 受給権者の中に不整合期間がある方が含まれている影響

年金受給権者の中に不整合期間がある方が含まれているため、基礎年金給付費の総額が本来の金額よりも若干大きくなっている。その部分の基礎年金給付費は、基礎年金拠出金の仕組みを通じて、他の基礎年金給付費と同じ割合で、各年金制度が負担し、最終的に保険料や税によって賄われる。

○ 被保険者の中に不整合期間がある方が含まれている影響

被保険者の中に不整合期間がある方が含まれているため、本来、第1号被保険者としてカウントされるべき者の一部が第3号被保険者としてカウントされていることになる。したがって、基礎年金拠出金の仕組みを通じて被保険者数に応じて各年金制度が拠出金を負担する際に、被用者年金各制度の負担割合が本来の負担割合よりも若干大きくなっている。この点については、本年10月以降、第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更すべき対象者を一斉抽出し、職権で種別変更することにより、多くの部分は是正される。

(Q11) 私は運用3号の対象になりたくない。自分が届出を忘れていたのであれば仕方ないので、過去2年分の保険料は支払うし、それ以前の期間は未納期間にしてもらって構わない。そのようにしてもらうことはできないのか。

(答)

1. 年金記録はお客様ご自身に確認していただき、必要に応じて訂正するものです。今般の運用3号は、第3号被保険者制度の運営に関する行政努力が不十分であったためにやむを得ず講じたものですが、第3号被保険者期間として記録されている期間につき、お客様ご自身が第1号被保険者期間として確認し、保険料を支払うことを否定するものではありません。

(注) この場合は、お客様より「運用3号」を適用しない旨の「申出書」の提出をお願いすることとしています。

2. 第1号被保険者期間に訂正した期間のうち、2年を超えて遡った期間については保険料を納付できず、未納期間になりますが、現在国会で継続審議となっている「年金確保支援法案」が成立しますと、過去10年まで遡って納付できるようになりますので、改めてご相談ください。

(注) 年金確保支援法案によって創設される「後納制度」では、現行の追納制度と同様、いわば利子相当分の負担として、当時の保険料額に国債の表面利率等に基づいた率を乗じた額を加えた金額を納付していただくことを想定しています。

(Q12)「運用3号」はいつまで実施し続けるのか。

(答)

1. 「運用3号」の対象期間として確認した期間については、将来にわたって第3号被保険者期間として記録管理し、年金の裁定に結びつけていくように取り扱うものです。
2. 今後は、このような不整合記録が生じないようにするための措置を段階的に講じていき、その結果を踏まえながら「運用3号」の取扱いの見直しを行うこととしております。

※ 現時点では、健康保険組合から被扶養者情報の提供を受けて種別変更の勧奨、職権による種別変更を実施できる時期を明言できる段階に至っておりません。

3. 今後、健保組合等の関係機関と調整を行い、その被扶養者情報を得られるようになってから1～2年経過した段階で、引き続き新たな不整合記録が生じていないかどうか検証し、「運用3号」の取扱いを継続する必要があるかどうか、判断することになります。

新たな「不整合記録」の発生要因と対策の方向性

今後、本年10月を目途に第3号被保険者の不整合記録を系統的に抽出し、不整合記録の整備を図るほか、以下の対策を検討する。

発生要因	対策の方向性
① 健康保険組合からの被扶養配偶者の異動情報の未取得	① 健康保険組合から被扶養配偶者の異動情報の取得
② 住所不明によるもの	② 住基ネットの活用
③ 種別変更の処理誤り(漏れ)	③ 事務処理マニュアルの整備
④ 一時的(6ヶ月)不整合記録の発生	④ 種別変更処理(職権適用)の早期化 (配偶者の被保険者資格(第2号被保険者)喪失届等の活用を検討)

H23.1.31

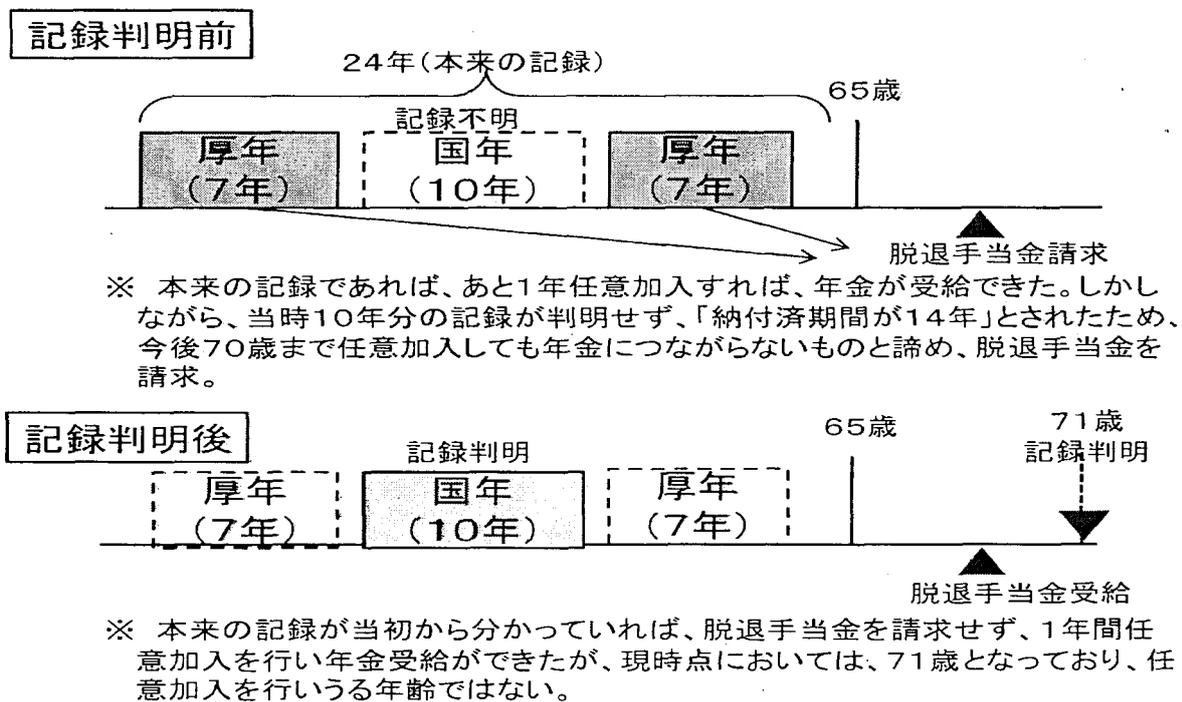
年金記録の不備により任意加入ができなかった 脱退手当金受給者への対応について

年金局

1. 問題となる事案

年金相談があったが加入期間の不足により脱退手当金を受領、その後記録が一定期間回復したものの、脱退手当金の支給を取り消されたら回復される厚年記録と合わせたとしても、年金の受給資格期間300月（25年）には満たなかった。ただし、かつて脱退手当金を受領せず、高齢任意加入していれば、受給資格期間を満たすことが可能であった。

(具体例)



2. 対応

【基本的考え方】

- 本事案は、脱退手当金を選択した時点において、正しい年金記録（24年分）を本人が認識していれば、65歳以後に任意加入を行うことを選択し、66歳の時点で年金受給権を得ることができていたにもかかわらず、旧社会保険庁の記録管理の不備（事務処理誤り）により、誤った年金記録（14年分）を基に、やむなく脱退手当金受給の判断

を行ったものである。

- 当時、社会保険庁が、正しい保険料納付記録をお伝えして、任意加入の機会を与えることができなかつたことに起因して、本人に落ち度のない形で、老後生活の支柱となる年金権を得る機会を失つた事案であることを踏まえれば、被保険者の利益の保護の観点から、以下の条件を満たす場合には、脱退手当金を請求した当時において、被保険者が脱退手当金を請求せず任意加入を行い、その後必要な月分保険料を納付を行つていたのと同様の取扱いを行うこととする。
 - (ア) 脱退手当金の請求時に判明していた記録では、その後70歳まで任意加入を続けていても、年金受給資格を満たさない状況であり、保険料の掛け捨てを避ける方法として、脱退手当金請求を行つていた。
 - (イ) 記録が判明した現時点において、本人が、日本年金機構に対し、「正しい記録が判明した現時点において、当時、記録が明らかであれば、脱退手当金を請求せず、任意加入を行つていた」旨の意思を表明するとともに、かつて受領した脱退手当金を返還し、年金受給に必要な保険料を納付することに合意している。
 - (ウ) 上記合意に基づき、脱退手当金を返還し、必要な保険料を支払っている。

【具体的な取扱い】

- 上記(イ)の合意がなされたことをもって、脱退手当金支給決定を取り消すとともに、かつて脱退手当金の請求を行わずに任意加入の申出を行つていたものとして取り扱い、脱退手当金の返還と、任意加入期間における保険料の納付を求める。
- 必要な期間の保険料(上記事例では、1年分)を納付するとともに脱退手当金を返還した場合には、保険料納付済期間が25年に達した対象月の翌月(上記事例では、66歳時点)から年金受給権が発生したのものとして、年金を支給する。(この場合に、時効特例法を適用し、5年前より以前の期間分も含め、年金を支給する。)

【今後の対応】

日本年金機構において必要な対応を行つたうえで、現時点で把握されているこうした事例の対象者にご連絡を差し上げ、対応を行うこととする。

年金記録問題への対応状況について

- I. 年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況
- II. 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年12月）

平成23年1月31日
日本年金機構

I. 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)の状況

年金記録問題への対応の実施計画（工程表）の状況

12月末終了目途の事項の状況

（1）事項

- ① 平成22年3月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
- ② 平成22年3月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
- ③ 平成22年3月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）

（2）12月末時点状況（別添1）

- ① 平成22年3月以前受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）（処理困難ケースを除く）
処理困難ケースを除き、処理終了。
- ② 平成22年3月以前受付分のねんきん定期便（処理困難ケースを除く）
処理困難ケースを除き、処理終了。
- ③ 平成22年3月以前受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）（処理困難ケースを除く）
処理困難ケースを除き、処理終了。

対応促進として平成22年度中に行う取組

※ 現在の工程表では12月末処理目途のものまで記載しており、工程表改訂を3月末までに行うこととしているが、この間についても、可能な限り、下記の事項について、平成22年度中に処理を進めるよう地方に対して指示。
（平成22年12月17日指示）

（1）主な事項

- ① 22年3月以前受付分（処理困難ケース）及び平成22年4月以降受付分のねんきん特別便
- ② 22年3月以前受付分（処理困難ケース）及び平成22年4月以降受付分の年金記録確認のお知らせ（黄色便）
- ③ 22年3月以前受付分（処理困難ケース）及び平成22年4月以降受付分のねんきん定期便

- ④ 22年3月以前に受付分（処理困難ケース）及び、平成22年4月以降受付分の受給者等への標準報酬等のお知らせ（受給者便）
- ⑤ 受給者名寄せ特別便に係るフォローアップ照会

（2）対応

- これらの特別便、黄色便、定期便、受給者便等について、平成22年度中に可能な限り処理を進めるとともに、フォローアップ照会について、平成23年1月末までに市区町村からの情報を得て、3月末までに処理を終了する。
- 上記取組のために、1月から3月の窓口装置（社会保険オンラインシステム）について、金曜日夜間の稼働延長（1月14日、28日、2月4日、25日、3月4日、25日）及び、第2土曜日の稼働延長（1月8日、2月12日、3月12日）を実施。

【備考】 工程表の対象ではないが、旧令共済組合期間を活用した記録の確認作業について、別添2のとおり進めていく。

工程表12月終了目途の事項の状況

(別添1)

事項	工程表の目途	残件数 (12月末)	処理実績									
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
フォローアップ 22年8月～22年9月情報提供分	(22年12月末日途)	0	—	—	—	—	1,299	585	931	157	1,982	
黄色便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 3,006	20,197	14,745	14,286	13,067	16,907	15,217	13,106	24,849	9,411	
		(困難分除く) 0										
		本部 0										
定期便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 61,122	39,711	32,986	31,593	36,832	51,095	37,795	51,752	64,847	36,499	
		(困難分除く) 0										
		本部 0										
受給者便 22年3月まで受付	22年12月 (処理困難分を除く)	地方 8,539	16,672	19,453	19,382	14,793	19,691	16,188	22,043	29,198	21,776	
		(困難分除く) 0										

※ フォローアップのうち市区町村からの情報提供が遅れたものについては、工程表上、7月末日途処理目標の対象外となっているが、4月以降7月未までに情報提供があったものについては9月末を目途に、8月以降9月末までに市区町村から情報提供があったものについては12月末を目途の処理を目標としていた。

国家公務員共済組合連合会から提供された旧令共済組合員期間の活用状況について

1 概要

旧令共済組合期間については、ご本人からの申請に基づき厚生年金等の加入期間として年金額に加算を行うものであるが、国家公務員共済組合連合会（以下「国共連」という。）が保有していた旧令共済組合の組合員の原票（約6.5万件）について、平成20年7月に、その情報（データ化したもの）の提供を受け、旧社会保険庁において年金記録との名寄せを行い、ご本人と思われる方で、年金額が増加する可能性の高い方（約1500人）に対して、平成21年10月から22年3月までの間に、「旧令共済組合記録の確認のお知らせ」を送付した。

これまで回答のあった方については、本人の記録であると確認され次第、逐次、年金額に加算する処理を行ってきたところである。

（注）旧令共済組合とは、終戦前にあった旧陸海軍等の雇員・傭人等が加入していた共済組合のことをいう。旧令共済組合員のうち、加入期間（旧令共済期間）が旧令共済年金受給資格期間（組合により15年又は20年）に満たない者については、厚生年金等の加入期間として年金額に加算を行っている。

2 お知らせの送付及び回答状況（1月21日現在）

送付件数	受付件数	処 理 状 況	
1, 512	1, 306	処理済件数	1, 113
		年金額に加算済	1, 010 (91%)
		不該当	103 (9%)
		調査中件数	193

3 今後の対応

(1) 国共連が保有している脱退一時金支払調書等の払出帳簿類のデータの活用

上記の結果を踏まえ、国共連が保有している脱退一時金支払調書等の払出帳簿類（約68万件）のうち、氏名、生年月日及び性別の3項目の情報が揃っている約7万5千件について、上記と同様に年金記録と名寄せを行い、年金額が増加する可能性の高い方に対し、本年3月頃を目途に「お知らせ」を送ることとする。

(2) 年金を受給できる可能性がある未受給者への対応

上記の原票データ及び脱退一時金に関するデータのうち、年金受給者と名寄せできなかったデータについて、以下の対応を検討する。

① オンライン記録では受給資格期間を満たさない方と名寄せを行い、ご本人と思われる方に対し、旧令共済組合期間に関する情報を提供する。

なお、情報提供にあたっては、ご本人の状況に応じて個別に丁寧な対応をする必要がある。

② 当該データを日本年金機構本部の限定した部署（業務渉外部を想定）に保管し、各年金事務所の窓口において年金受給に関する相談があった際に、年金事務所から機構本部に照会をして当該データを確認できるようにする。

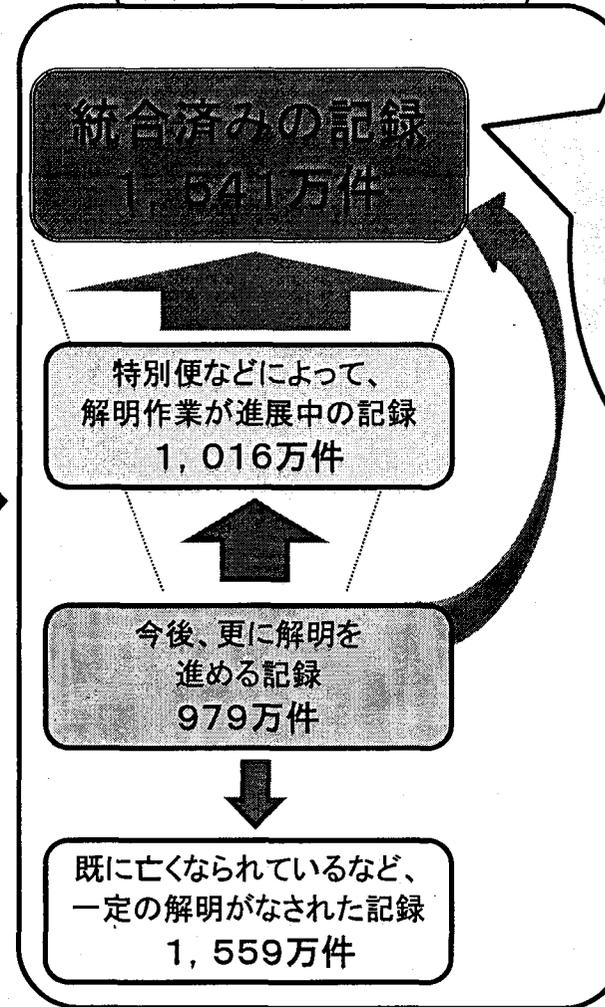
Ⅱ. 未統合記録5,095万件の解明状況（平成22年12月）

未統合記録5,095万件の解明状況

(平成18年6月時点)

未統合
記録
5,095
万件

(平成22年12月時点)



平成18年6月に
5,095万件あった
未統合記録のうち、
1,541万件
(1,224万人※)
統合済み

※ 人数内訳
受給者 500万人
被保険者 724万人

未統合記録の解明

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に5095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1541万件に増加、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は979万件まで減少。

【未統合記録の統合・解明状況について】

(19年12月)	→	(22年12月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	→	1541万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受領等) 1240万件	→	1559万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	→	556万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット調査、旧姓による調査等)	→	460万件
・今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 2445万件	→	979万件
計 5095万件		計 5095万件

未統合記録の全体像〔平成22年12月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、1541万件【19年12月より1231万件増加】（「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、556万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1559万件【19年12月より319万件増加】
- 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録「7」は、979万件【19年12月より1466万件減少】
- 住基ネットの活用等により、460万件的の解明作業が進展「6」

記録の内容	平成19年12月		平成22年12月		増減 (万件)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合		
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	3,100	60.2%	1,550	
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	649	12.7%	289	・ 解明作業の進展による増
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録	360	7.1%	404	7.9%	44	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			66	1.3%	66	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	561	11.0%	101	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	350	6.9%	-70	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	1,541	30.2%	1,231	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「名寄せ特別便」を送付した記録（「4」計上分を除く）	1,100	21.6%	556	10.9%	-616	・ 記録の統合が進んだことによる減
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	178	3.5%	-157	（※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数）
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	383	7.5%	-462	
6 解明作業が進展中の記録			460	9.0%	460	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			76	1.5%	76	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録等について「記録確認のお知らせ」を送付
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			298	5.8%	298	
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」			63	1.2%	63	
④ 払出簿による氏名等の補正後に、基礎年金番号の記録と結びつく可能性がある記録			23	0.5%	23	
7 今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録 ・ 死亡していると考えられる者の記録 ・ 海外居住者 ・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等	2,445	48.0%	979	19.2%	-1,466	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減 ・ 各種解明作業を行うとともに、一定の時点において開示等により解明・統合を進めることを検討
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

○ 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成

○ 「平成22年12月」は、平成22年12月14日時点のデータをベースに作成

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

- I. 厚生年金、船員保険に係るサンプル調査に関する追加資料について
- II. 磁気媒体（CSV）等による国民年金被保険者名簿の取扱いについて
- III. 突合せに係る各種課題について

〔平成23年1月31日
日本年金機構〕

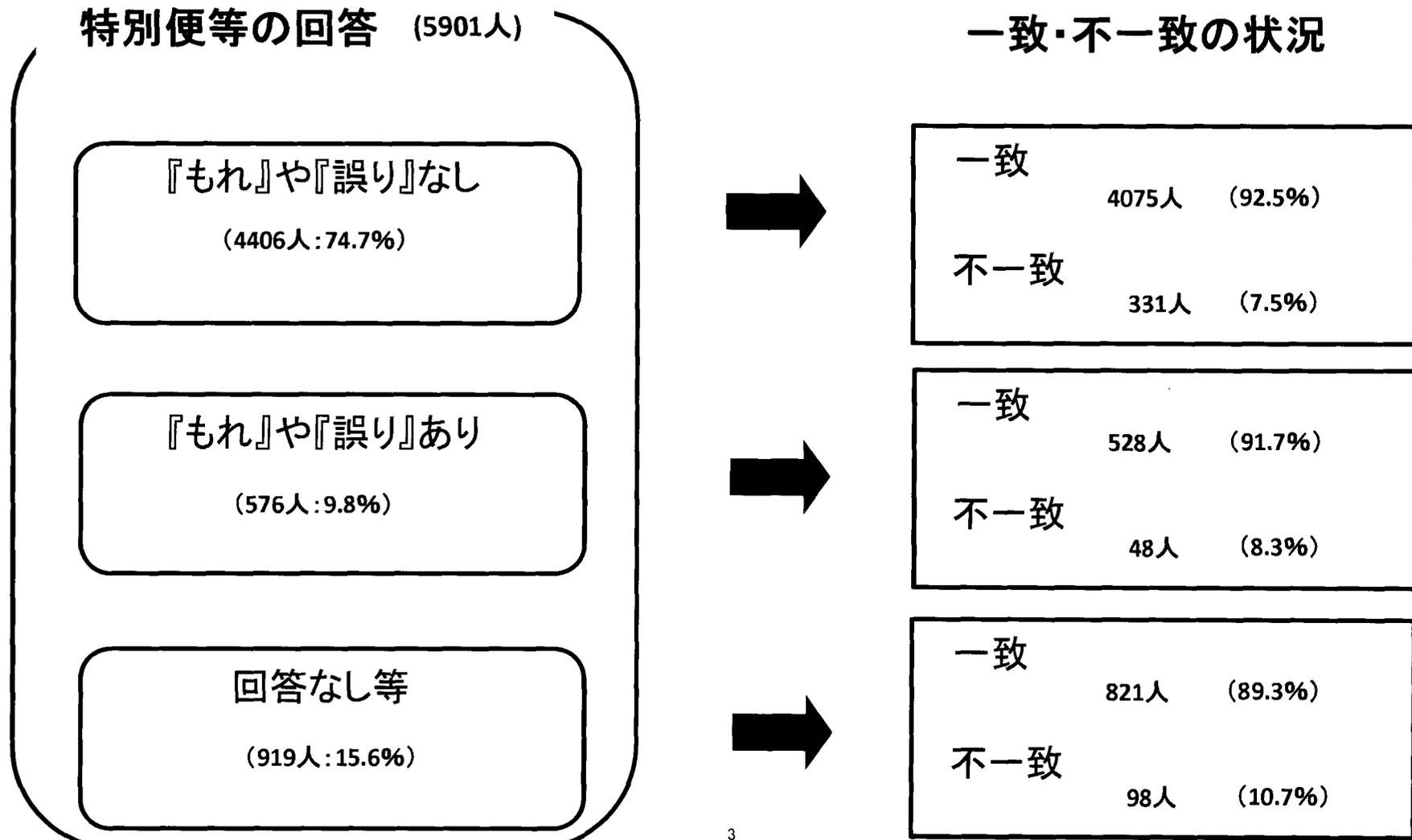
I 厚生年金、船員保険に係るサンプル調査 に関する追加資料について

厚生年金、船員保険に係るサンプル調査に関する追加資料について

1 特別便等の回答との関係について

今回のサンプル調査全体について、突合せ結果と特別便等の回答との関係の概要は以下のとおり。(詳細は別添)

①全体



②年齢階層別

特別便等の回答

75歳以上(1998人)
65～75歳(1944人)
65歳未満(1959人)

『もれ』や『誤り』なし

75歳以上 1380人:69.1%
65～75歳 1541人:79.3%
65歳未満 1485人:75.8%

『もれ』や『誤り』あり

75歳以上 224人:11.2%
65～75歳 164人: 8.4%
65歳未満 188人: 9.6%

回答なし等

75歳以上 394人:19.7%
65～75歳 239人:12.3%
65歳未満 286人:14.6%

一致・不一致の状況

一致

75歳以上 1195人:86.6%
65～75歳 1413人:91.7%
65歳未満 1467人:98.8%

不一致

75歳以上 185人:13.4%
65～75歳 128人: 8.3%
65歳未満 18人: 1.2%

一致

75歳以上 193人:86.2%
65～75歳 152人:92.7%
65歳未満 183人:97.3%

不一致

75歳以上 31人:13.8%
65～75歳 12人: 7.3%
65歳未満 5人: 2.7%

一致

75歳以上 336人:85.3%
65～75歳 209人:87.4%
65歳未満 276人:96.5%

不一致

75歳以上 58人:14.7%
65～75歳 30人:12.6%
65歳未満 10人: 3.5%

(参考)いわゆる未統合記録(5000万件)の記録の統合状況を見ると、75歳以上は約1割(対象約1700万件中約100万件)、65歳以上75歳未満は約2割(対象約1100万件中約200万件)、65歳未満は約5割(対象約2300万件中約1100万件)となっている。⁴

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(全体)

特別便等に おけるご本人の回答	紙台帳等との 突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコ ンピュータ記録に入 力されていない (記録判明)	記録の一部が異 なっている (記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (4406人:74.7%)		4075(92.5%)	331(7.5%)	70(1.6%)	261(5.9%)	4406(100%)
『誤り』も 『もれ』 がある や (576人:9.8%)		528(91.7%)	48(8.3%)	9(1.6%)	39(6.8%)	576(100%)
	申告された記録が 判明した (262人:4.4%)	234(89.3%)	28(10.7%)	5(1.9%)	23(8.8%)	262(100%)
	申告された記録が 判明しなかった (169人:2.9%)	158(93.5%)	11(6.5%)	2(1.2%)	9(5.3%)	169(100%)
	申告された記録の一部 が判明した (12人:0.2%)	12(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	12(100%)
	調査中 (133人:2.3%)	124(93.2%)	9(6.8%)	2(1.5%)	7(5.3%)	133(100%)
ご本人からの回答なし等 (919人:15.6%)		821(89.3%)	98(10.7%)	31(3.4%)	67(9.3%)	919(100%)
合計 (5901人:100%)		5424(91.9%)	477(8.1%)	110(1.9%)	367(6.2%)	5901(100%)

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(75歳以上)

特別便等におけるご本人の回答	紙台帳等との突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコンピュータ記録に入力されていない(記録判明)	記録の一部が異なっている(記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (1380人:69.1%)		1195(86.6%)	185(13.4%)	62(4.5%)	123(8.9%)	1380(100%)
『誤り』や『もれ』がある (224人:11.2%)		193(86.2%)	31(13.8%)	5(2.2%)	26(11.6%)	224(100%)
	申告された記録が判明した (110人:5.5%)	92(83.6%)	18(16.3%)	3(2.7%)	15(13.6%)	110(100%)
	申告された記録が判明しなかった (61人:3.0%)	55(90.2%)	6(9.83%)	1(1.6%)	5(8.2%)	61(100%)
	申告された記録の一部が判明した (6人:0.3%)	6(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	6(100%)
	調査中 (47人:2.4%)	40(85.1%)	7(14.9%)	1(2.1%)	6(12.7%)	47(100%)
ご本人からの回答なし等 (394人:19.7%)		336(85.3%)	58(14.7%)	12(3%)	46(11.7%)	394(100%)
合計 (1998人:100%)		1724(86.2%)	274(13.7%)	79(3.9%)	195(9.8%)	1998(100%)

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(65歳以上75歳未満)

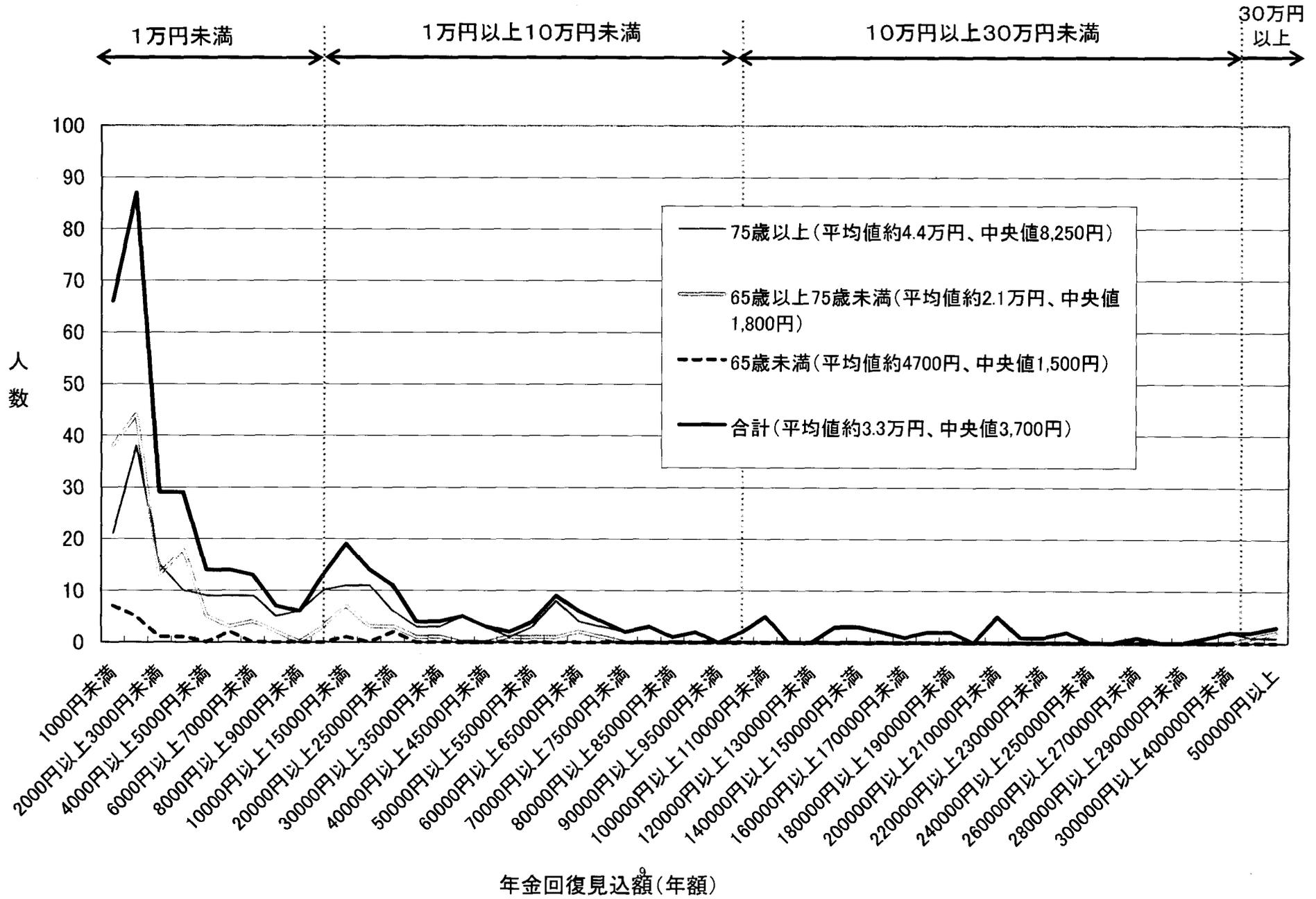
特別便等に おけるご本人の回答	紙台帳等との 突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコ ンピュータ記録に入 力されていない (記録判明)	記録の一部が異 なっている (記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (1541人:79.3%)		1413(91.7%)	128(8.3%)	6(0.4%)	122(7.9%)	1541(100%)
『誤り』や『もれ』 がある (164人:8.4%)		152(92.7%)	12(7.3%)	2(1.2%)	10(5.9%)	164(100%)
	申告された記録が 判明した (69人:3.5%)	62(89.9%)	7(10.1%)	1(1.4%)	6(8.7%)	69(100%)
	申告された記録が 判明しなかった (65人:3.3%)	61(93.8%)	4(6.2%)	0(0%)	4(6.2%)	65(100%)
	申告された記録の一部 が判明した (2人:0.1%)	2(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	2(100%)
	調査中 (28人:1.4%)	27(96.4%)	1(3.6%)	1(3.6%)	0(0%)	28(100%)
ご本人からの回答なし等 (239人:12.3%)		209(87.4%)	30(12.6%)	12(5.0%)	18(7.6%)	239(100%)
合計 (1944人:100%)		1774(91.3%)	170(8.7%)	20(1.0%)	150(7.7%)	1944(100%)

特別便等の回答状況と今回の突合せ結果との関係について(65歳未満)

特別便等におけるご本人の回答	紙台帳等との突合せ結果	一致	不一致		合計	
			紙台帳等の記録がコンピュータ記録に入力されていない(記録判明)	記録の一部が異なっている(記録訂正)		
『もれ』や『誤り』はない (1485人:75.8%)		1467(98.8%)	18(1.2%)	2(0.1%)	16(1.1%)	1485(100%)
『誤り』や『もれ』がある (188人:9.6%)		183(97.3%)	5(2.7%)	2(1.1%)	3(1.6%)	188(100%)
	申告された記録が判明した (83人:4.2%)	80(96.4%)	3(3.6%)	1(1.2%)	2(2.4%)	83(100%)
	申告された記録が判明しなかった (43人:2.2%)	42(97.7%)	1(2.3%)	1(2.3%)	0(0%)	43(100%)
	申告された記録の一部が判明した (4人:0.2%)	4(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	4(100%)
	調査中 (58人:3.0%)	57(98.3%)	1(1.7%)	0(0%)	1(3.5%)	58(100%)
ご本人からの回答なし等 (286人:14.6%)		276(96.5%)	10(3.5%)	7(2.4%)	3(1.1%)	286(100%)
合計 (1959人:100%)		1926(98.3%)	33(1.7%)	11(0.6%)	22(1.1%)	1959(100%)

2 年金回復見込額の人数分布について

年金回復見込額が増額となった者の見込み額の分布は以下のとおり。



○年金回復見込額分布表(年額)

年金回復見込額 (年額)		1万円未満	1万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	合計	(参考) 平均値	(参考) 中央値
人数 (割合)	75歳以上	132(55.9%)	43(18.2%)	28(11.9%)	18(7.6%)	11(4.7%)	4(1.7%)	236(100%)	約4.4万円	8,250円
	65歳以上75歳未満	130(84.4%)	16(10.4%)	5(3.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	3(1.9%)	154(100%)	約2.1万円	1,800円
	65歳未満	16(84.2%)	3(15.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	19(100%)	約4700円	1,500円
	合計	278(68.0%)	62(15.2%)	33(8.1%)	18(4.4%)	11(2.7%)	7(1.7%)	409(100%)	約3.3万円	3,700円

(1万円未満の内訳)

年金回復見込額 (年額)		千円未満	千円以上 2千円未満	2千円以上 3千円未満	3千円以上 4千円未満	4千円以上 5千円未満	5千円以上 6千円未満	6千円以上 7千円未満	7千円以上 8千円未満	8千円以上 9千円未満	9千円以上 1万円未満	合計
人数 (割合) ※	75歳以上	21(8.9%)	38(16.1%)	15(6.4%)	10(6.4%)	9(3.8%)	9(3.8%)	9(3.8%)	5(2.1%)	6(2.5%)	10(4.2%)	132(55.9%)
	65歳以上75歳未満	38(24.7%)	44(28.6%)	13(8.4%)	18(11.7%)	5(3.2%)	3(1.9%)	4(2.6%)	2(1.3%)	0(0.0%)	3(1.9%)	130(84.4%)
	65歳未満	7(36.8%)	5(26.3%)	1(5.3%)	1(5.3%)	0(0.0%)	2(10.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	16(84.2%)
	合計	66(16.1%)	87(21.3%)	29(7.1%)	29(7.1%)	14(3.4%)	14(3.4%)	13(3.2%)	7(1.7%)	6(1.5%)	13(3.2%)	278(68.0%)

※各年齢階層において年金回復見込額が増額となる者全体に占める割合である。

(参考)

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せサンプル調査の集計結果について

今後、審査の結果不一致となった案件については、ご本人に確認をお願いした上で、記録補正の要否を判断することとしており、最終的な結果ではないことに留意が必要。

1. サンプル調査の概要

①目的

突合せ対象者の年齢階層等による突合せ結果を検証し、今後の突合せの実施方針の検討の資料とするため。

②調査対象者

以下の条件で無作為に抽出（5901人）

- ・厚生年金又は船員保険に係る記録のみが紐付いた方（CSV記録の正確性を確認中の国民年金に係る記録については今後実施予定）
- ・年齢3階層（75歳以上、65歳以上75歳未満、65歳未満）の人数が概ね均等となるよう抽出

年齢階層	調査対象人数	紐付いた紙台帳等の件数
75歳以上	1998人	19503件※
65歳以上75歳未満	1944人	16779件※
65歳未満	1959人	9460件※
合計	5901人	45742件※

※紙とマイクロフィルムの記録が重複しているもの、払出簿等を含む。

2. 集計結果（人数ベース）

	一致	不一致
75歳以上（1998人）	1724人（86.3%）	274人（13.7%）
65歳以上75歳未満（1944人）	1774人（91.3%）	170人（8.7%）
65歳未満（1959人）	1926人（98.3%）	33人（1.7%）
合計（5901人）	5424人（91.9%）	477人（8.1%）

3. 不一致の内訳

①コンピュータ記録において、突合せを行った紙台帳等の記録が入力されていない者 110人（1.9%）

※①となる者には、併せて資格取得日等に関する記録の一部が異なっている者（②となる者）が含まれている。

※新たに判明した記録の開始時期

開始時期	昭和10年～	昭和20年～	昭和30年～	昭和40年～	昭和50年～	昭和60年～	合計
件数（割合）	31（21.2%）	51（34.9%）	31（21.2%）	24（16.4%）	5（3.4%）	4（2.7%）	146（100%）

（注）複数の紙台帳記録が新たに判明している者がいるため、合計は110件とは一致しない、

判明した記録の平均期間（複数件の記録が判明した場合は合計の判明期間）は約20カ月である。

②資格取得・喪失年月日、標準報酬に関する記録の一部が異なっている者 367人（6.2%）

③不一致となった者の特別便等の回答状況

特別便等におけるご本人の回答		紙台帳等との 突合せ結果	紙台帳等の記録がコンピュータ記録 に入力されていない（記録判明）	記録の一部が異なっている （記録訂正）	合計
『もれ』や『誤り』はない			70 (63.6%)	261 (71.1%)	331 (69.4%)
『誤り』も 『もれ』が ある	申告された記録が 判明した		5 (4.5%)	23 (6.3%)	28 (5.9%)
	申告された記録が 判明しなかった		2 (1.8%)	9 (2.5%)	11 (2.3%)
	調査中		2 (1.8%)	7 (1.9%)	9 (1.9%)
ご本人からの回答なし等			31 (28.2%)	67 (18.3%)	98 (20.5%)
合計			110 (100%)	367 (100%)	477 (100%)

④①、②のうち、今回の突合せにより、年金見込額が増額となる者

75歳以上 (1998人)	236人 (11.8%)
65歳以上75歳未満 (1944人)	154人 (7.9%)
65歳未満 (1959人)	19人 (1.0%)
合計 (5901人)	409人 (6.9%)

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

※今回の突合せにより、新たに年金を得ることとなる者は2人（70歳1名、65歳1名）

4. 年金回復見込額

①年金回復見込額

最高額 1,049,400円(年額)

最低額 200円(年額)

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

②年金回復見込額の平均

	年金見込額が増額となる者の平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)	調査対象者の1人当たり平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)
75歳以上(1998人)	約101万円(約4.4万円)	約11.9万円(約5200円)
65歳以上75歳未満(1944人)	約43.3万円(約2.1万円)	約3.5万円(約1700円)
65歳未満(1959人)	約9.7万円(約4700円)	約0.1万円(約50円)
合計(5901人)	約68.1万円(約3.3万円)	約4.7万円(約2300円)

※ 年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

※ 65歳以上の者(3942人)については、年金見込額が増額となる者の平均増加額は約72.2万円(生涯額。年額は約3.5万円)となり、調査対象者の1人当たり平均増加額は約7.0万円(生涯額。年額は約3400円)となる。

※ 年金見込額の生涯額については、65歳から受給した場合の回復総額を、平均余命と老齢年金給付額の男女比率を用いて試算したものである。

(参考) 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査(平成20年実施)を基にした分析

- 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査においては、調査対象者1人につき、1件の厚生年金被保険者名簿の突合せを実施したものであるが、今回の突合せでは、1人の方に複数件の紙台帳等が紐づいており、その全体について突合せが実施されるものである

※75歳以上の者については平均約6.4件(重複分等を除いたもの。以下の年齢階層において同じ)、
65歳以上75歳未満の者については平均約5.7件、
65歳未満の者については平均約3.2件の紐づけがなされている。

- その点を踏まえ、厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の不一致率を今回の紙台帳等の突合せサンプル調査対象者に当てはめると、不一致率は以下のとおりと試算され、年齢階層別の傾向は、今回のサンプル調査の結果と同様である。

	試算される不一致率	(参考) 今回のサンプル調査不一致率
75歳以上	12.4%	13.7%
65歳以上75歳未満	8.3%	8.7%
65歳未満	1.8%	1.7%
合計(5901人)	7.5%	8.1%

(厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の概要)

- ・対象件数(厚生年金被保険者名簿・原票) 約20000件
- ・コンピュータ記録との突合せ結果の不一致件数及び不一致率
 - 277件(対象件数全体の1.4%)
 - うち、75歳以上の者
 - 164件(当該年齢階層の2.1%)
 - 65歳以上75歳未満の者
 - 70件(当該年齢階層の1.5%)
 - 65歳未満の者
 - 43件(当該年齢階層の0.6%)
- ・年金受給者で年金額が増額となる者の平均増加額(年額) 1.7万円

Ⅱ 磁気媒体（CSV）等による 国民年金被保険者名簿の取扱いについて

磁気媒体（CSV）等による国民年金被保険者名簿の取扱いについて

1. 磁気媒体等による国民年金被保険者名簿

- ・年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せのため市町村から移管された国民年金被保険者名簿（国年名簿）については、手書きにより作成された紙台帳のほか、市町村によりコンピュータ管理されていた以下の形式により作成されたものが一部含まれている。
 - a)市町村から磁気媒体（CSV）により提出された国年名簿
 - b)市町村から紙媒体により提出された国年名簿であって、当該記録がコンピュータ上管理されているもの。
- ・これらは、過去、市町村において手書きにより作成された紙台帳についてコンピュータ入力を行い、コンピュータ管理（総合行政システム等）に切り替えたものである。
- ・これらの国年名簿については、一部について、その正確性に関し懸念があると指摘されたことから、コンピュータ記録との突合せに用いるかどうかを検証することとした。

（参考）

市町村の国年名簿として紙台帳検索システムに収載されたもの

	約3.5億件
うち、a)磁気媒体（CSV形式）により提出された名簿	約0.5億件
b)紙媒体により提出された名簿で、コンピュータ管理されているもの	約0.5億件

2. 正確性確認のためのサンプル調査

- 市町村より提出された磁気媒体等による国民年金被保険者名簿について、コンピュータ記録との突合せに用いるかどうかを検証するため、市町村及び日本年金機構において正確性の確認のための2種類のサンプル調査を実施した。

(1) 市町村におけるサンプル調査

国民年金被保険者名簿の電子画像化が誤りなく行われているかどうかを確認するため、名簿を作成した市町村において、被保険者名簿を電子画像化した記録と市町村がコンピュータ上管理している国民年金記録の突合せを実施。

(参考) 市町村におけるサンプル調査結果概要

調査対象市町村836のうち、331の市町村について、電子画像化された記録と市町村の記録が一致。

それ以外の市町村については、電子画像の再作成を実施するかどうかについて調整中。

(2) 日本年金機構におけるサンプル調査

市町村が国民年金記録についてコンピュータ管理に移行する際、作業を正確に実施していたかについて確認するため、①のサンプル調査において、電子画像化した記録と市町村がコンピュータ上管理している記録がすべて一致し、電子画像化が誤りなく行われていることが確認された被保険者名簿について、日本年金機構のオンライン記録と突合せを実施。

(参考) 日本年金機構におけるサンプル調査結果

①対象となる記録

a) 市町村から磁気媒体（CSV）により提出された国民年金被保険者名簿

b) 市町村から紙媒体により提出された国民年金被保険者名簿であって、当該記録がコンピュータ上管理されているもの。

②対象となる市町村

①の記録を作成した市町村に対しアンケートを実施し、以下の二つの市町村の集団に分けて実施。

- ・精度管理実施市町村：当該市町村における国民年金被保険者名簿について、
 - (ア)異なる2人がそれぞれに入力作業を実施（ベリファイ方式）している、又は抜取検査により正確性を確認している市町村であり、
 - (イ)当該市町村の国民年金記録について「正しい記録とすることで問題ない」との回答のあった市町村
(①のa)について22市町村、①のb)について12市町村)
- ・その他の市町村：①の記録を作成した市町村で、精度管理実施市町村以外の市町村
(①のa)について293市町村、①のb)について298市町村)

(参考)「国民年金被保険者名簿等電算化に関する調査」(昨年6月及び8月実施)において、

- ・「正しい記録とすることで問題はない」と回答のあった市町村 119 (CSV作成成分) 28 (紙媒体名簿作成成分)
- ・「正しい記録とすることには懸念があるので、突合せ業務において使用を差し控えることもやむを得ない」と回答のあった市町村 71 (CSV) 5 (紙媒体)
- ・「突合せの実施及び具体的取扱いの判断は日本年金機構に任せる」と回答のあった市町村 574 (CSV作成成分) 132 (紙媒体名簿作成成分)
- ・その他 72 (CSV) 158 (紙媒体)

③結果の概要

a) CSVによる国民年金被保険者名簿(括弧内は平成14年3月31日時点での市町村(旧市町村)数)

	合計(315)	精度管理実施市町村(22)	それ以外の市町村(293)
対象年度数	127,886	9,417	118,487
誤り年度数	403	18	385
不一致率(%)	0.32%	0.19%	0.32%

(※) 日本年金機構におけるサンプル調査を実施した331の市区町村のうち、16の市区町村については、被保険者名簿に用いられているコード等について調査を実施している。

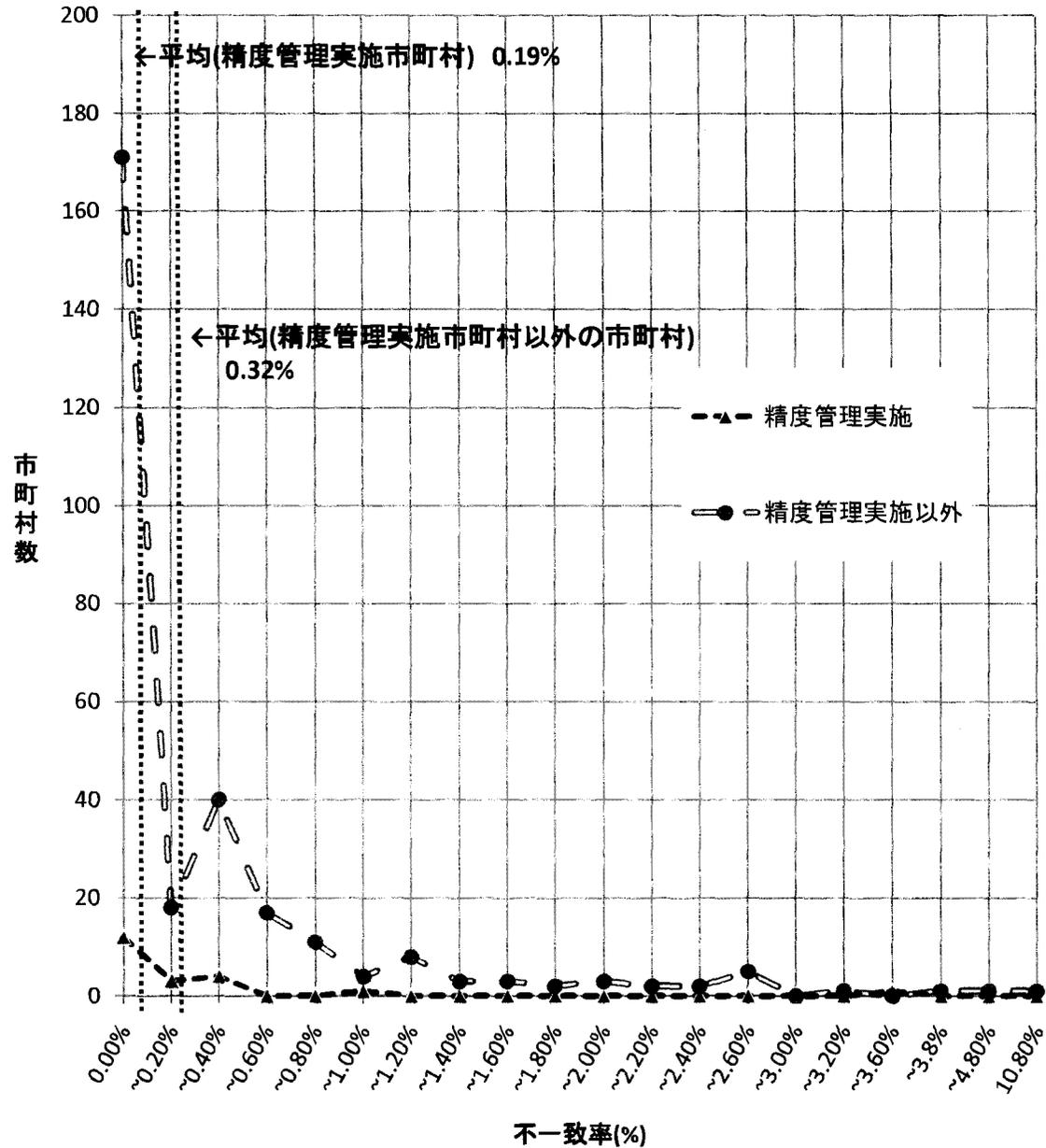
b) 紙媒体の国民年金被保険者名簿(コンピュータ管理されているもの)(括弧内は市町村数)

	合計(310)	精度管理実施市町村(12)	それ以外の市町村(298)
対象年度数	114,761	3,983	110,688
誤り年度数	508	12	496
不一致率(%)	0.44%	²¹ 0.31%	0.45%

a) CSVによる国民年金被保険者名簿 不一致率の分布

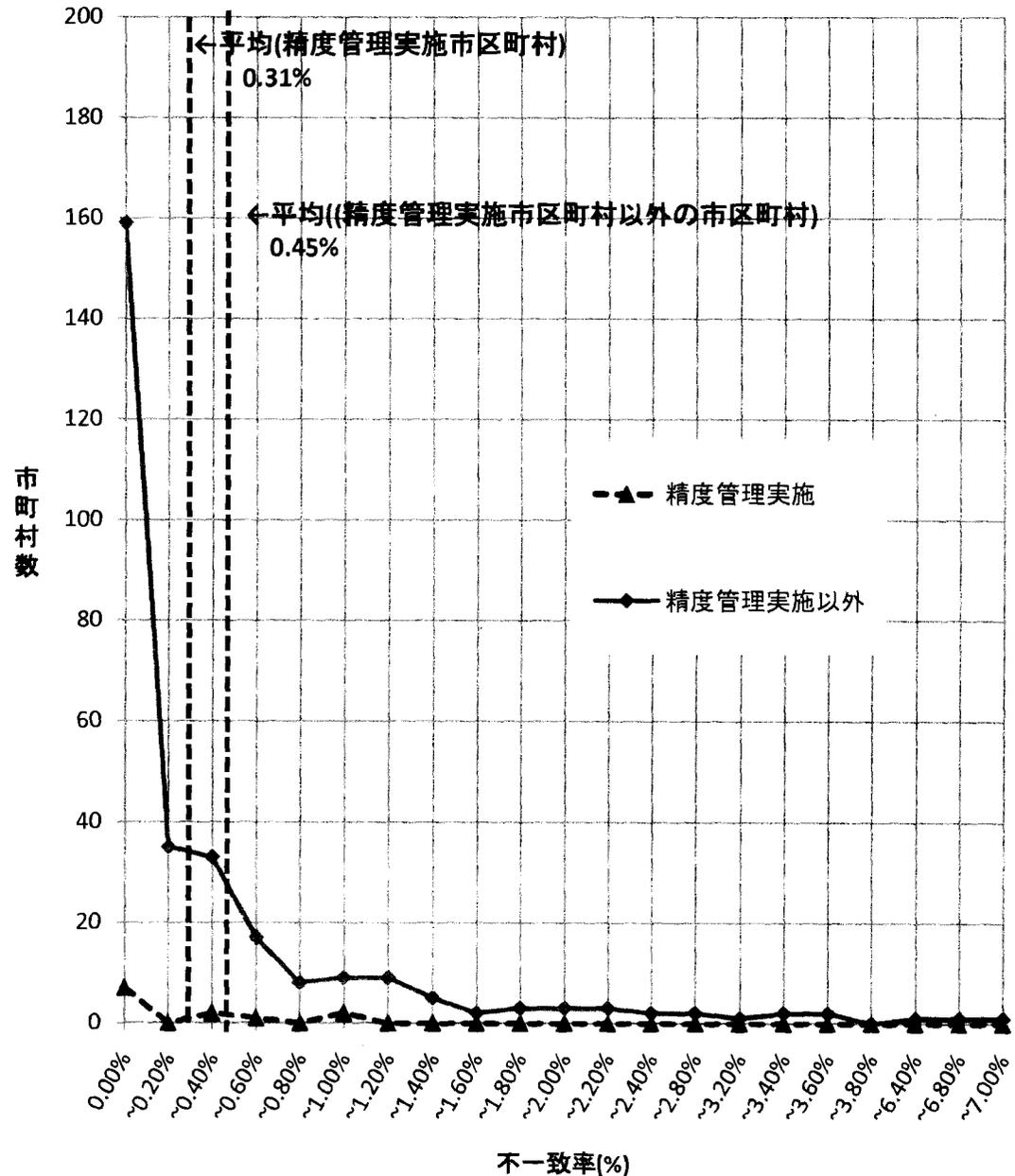
不一致率(%)	誤った年度数(合計)		
	市町村数		
	全体	精度管理実施	精度管理実施以外
0.00%	184	12	173
~0.20%	21	4	17
~0.40%	44	4	40
~0.60%	17	0	17
~0.80%	11	0	11
~1.00%	5	1	4
~1.20%	8	0	8
~1.40%	3	0	3
~1.60%	3	0	3
~1.80%	2	0	2
~2.00%	3	0	3
~2.20%	2	0	2
~2.40%	2	0	2
~2.60%	5	0	5
~3.00%	0	0	0
~3.20%	1	0	1
~3.60%	1	1	0
~3.8%	1	0	1
~4.80%	1	0	1
10.80%	1	0	1
平均	0.32%	0.19%	0.32%
	315	22	293

精度管理実施市町村以外の市町村
(293)のうち、精度管理実施市町村の平均不一致率以下である市町村
・・・186市町村



b) 紙媒体の国民年金被保険者名簿（コンピュータ管理されているもの） 不一致率の分布

不一致率(%)	誤った年度数(合計)		
	市町村数		
	全体	精度管理実施	精度管理実施以外
0.00%	166	7	159
~0.20%	35	0	35
~0.40%	35	2	33
~0.60%	18	1	17
~0.80%	8	0	8
~1.00%	11	2	9
~1.20%	9	0	9
~1.40%	5	0	5
~1.60%	2	0	2
~1.80%	3	0	3
~2.00%	3	0	3
~2.20%	3	0	3
~2.40%	2	0	2
~2.80%	2	0	2
~3.20%	1	0	1
~3.40%	2	0	2
~3.60%	2	0	2
~3.80%	0	0	0
~6.40%	1	0	1
~6.80%	1	0	1
~7.00%	1	0	1
平均	0.44%	0.31%	0.45%
	310	12	298



精度管理実施市区町村以外の市町村
(298)のうち、精度管理実施市町村の平均
不一致率以下である市町村
...216市区町村

(3) 結果の検証及び対応案

○(2)にあるとおり、精度管理実施の有無により、市町村の記録の不一致率においても差が見られること、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せは、基本にご本人からの申し出や資料の提出等によらずに実施されるものであることを踏まえ、以下のとおり取り扱うこととしてはどうか。

- ・ 精度管理実施市町村の国民年金記録については、記録の精度管理が行われており、正確性に一定の信頼を置くことができることから、突合せに用いることとする。また、精度管理実施市町村以外の市町村の国民年金記録については、記録管理の状況が様々であることから、精度管理実施市町村の不一致率の平均値以下である不一致率の市町村の記録について、突合せに用いることとしてはどうか。
- ・ 精度管理実施市区町村の不一致率の平均値を超える場合については、突合せに用いることとはしないが、ご本人からの記録照会等の個別対応については、ご本人からその他の資料等が提出され、それらの資料等を基に総合的に判断されることとなることから、一つの資料として用いることとする。

CSVサンプル調査結果に基づく突合せ実施市町村及び記録の件数について

CSV調査対象	一次サンプル調査 (市町村におけるサンプル調査) ※国年名簿の電子画像化の正確性を確認するため、電子画像記録と市町村がコンピュータ上管理している国民年金記録の突合せを実施。	二次サンプル調査 (日本年金機構におけるサンプル調査) ※市町村が国年記録をコンピュータ管理に移行する際の作業の正確性を確認するため、電子画像記録と日本年金機構のオンライン記録と突合せを実施。
836 市町村 (※) 約 4780 万件	全て一致 ⇒二次サンプル調査へ 331 市町村 約 1950 万件	・精度管理実施市町村 ・精度管理実施市町村ではないが不一致率が低い ⇒突合せに用いる 208 市町村 約 1330 万件
		精度管理実施市町村ではなく、不一致率が高い ⇒突合せには用いず、記録照会において個別判断 107 市町村 約 570 万件
		納付事由コード等の調査中 16 市町村 約 40 万件
	不一致あり ⇒電子画像再作成につき意向照会 281 市町村 約 1730 万件	/
未回答等 78 市町村 約 320 万件		
市町村で元データを保有していない等により調査実施不可能 146 市町村 約 780 万件		

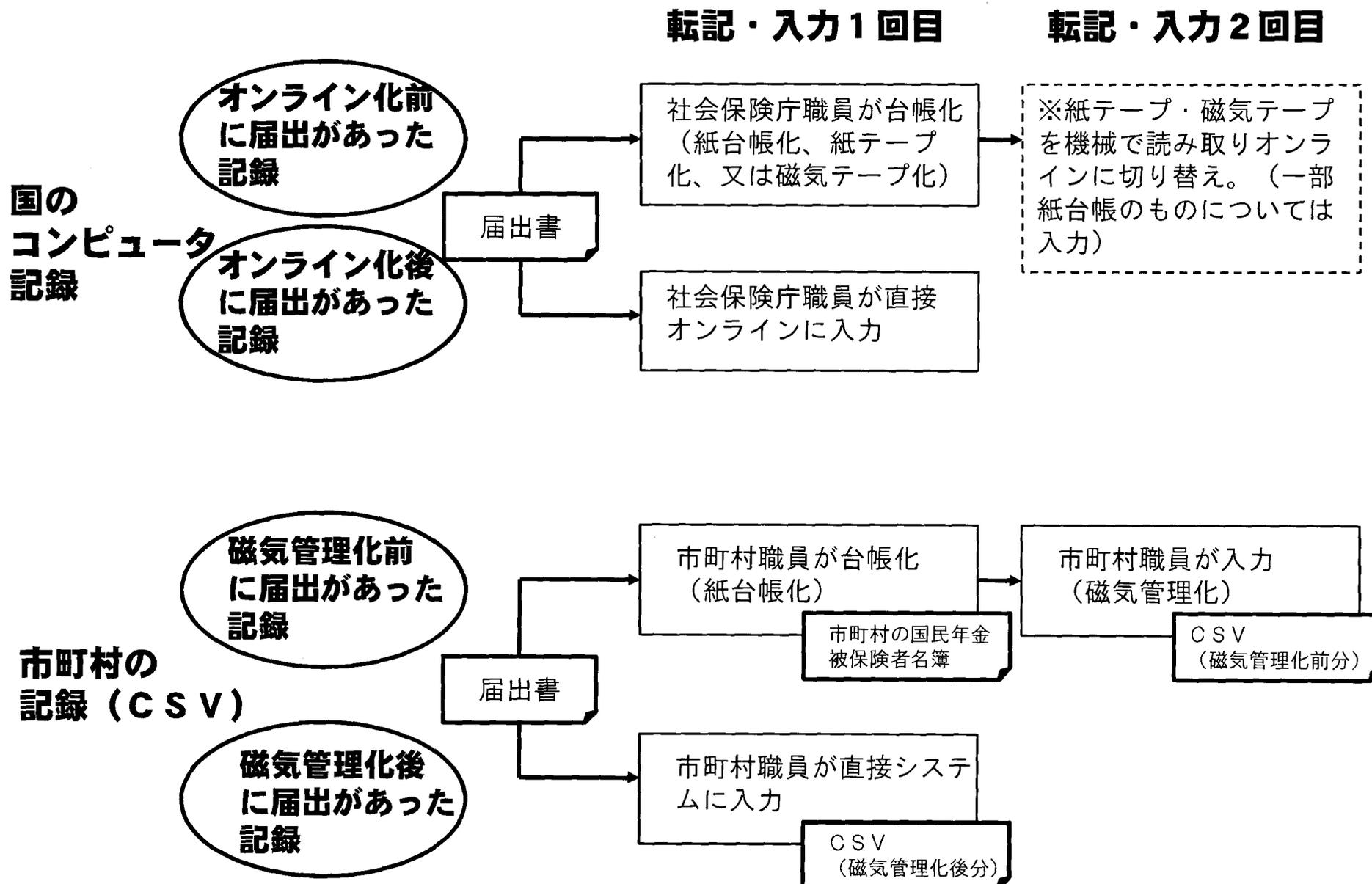
※現時点での市町村数ではなく、平成14年3月31日現在の市町村(旧市町村)数

コンピュータ管理されている紙媒体名簿サンプル調査結果に基づく 突合せ実施市町村及び紙台帳の件数について

コンピュータ管理されている 紙媒体名簿調査対象	日本年金機構におけるサンプル調査 ※市町村が国年記録をコンピュータ管理に移行する際の作業の正確性を確認するため、市町村の記録と日本年金機構のオンライン記録と突合せを実施。
323 市町村 約 4510 万件	<ul style="list-style-type: none">・ 精度管理実施市町村・ 精度管理実施市町村ではないが 不一致率が低い ⇒突合せに用いる 228 市町村 約 3450 万件
	精度管理実施市町村ではなく、 不一致率が高い ⇒突合せには用いず、記録照会において個別判断 82 市町村 約 840 万件
	納付事由コード等の調査中 13 市町村 約 220 万件

国民年金の記録管理について

(参考)



Ⅲ 突合せに係る各種課題について

突合せに係る各種課題について

1. (国民年金) 同一市町村に複数の媒体の紙台帳が存在し、内容に相違がある場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

市町村が作成した国民年金被保険者名簿については、同一市町村が①手書きの名簿、②機械印字の名簿及び③CSVの名簿といった複数の媒体の紙台帳等を有している場合がある。これは、元来手書きの紙台帳で管理していた記録を市町村が順次コンピュータ管理に移行させたために生じたものであるが、これら紙台帳等をコンピュータ記録と突き合わせる際に、同一市町村の紙台帳間で記録の相違があり、どちらが正しい記録か判断できない事例が見受けられる。

(2) 対応案

同一市町村の被保険者名簿が複数の媒体で存在し、不一致となった年度の記録について異なる媒体の紙台帳で相違がある場合には、市町村での切り替えミス等が考えられることから、手書紙台帳＞機械印字の台帳＞CSV台帳の順位で記載内容を優先し、当該個所について改めて突合せを実施する。

【理由】

市町村の被保険者名簿は、手書きの名簿を基に機械印字の名簿を作成しているほか、手書き又は機械印字の名簿を基に、CSVの名簿を作成しているため、作成時期の古い被保険者名簿（手書紙台帳＞機械印字の台帳＞CSV台帳）から突き合わせを優先することが合理的であるため。

※ 本事例のほか、同一市町村に再度転居したことにより、手書きの名簿等が2度作成され、それらが相違する場合も考えられる。そのような紙台帳については、やはり同様に転記によるミスが発生していると考えられることから、紙台帳の作成が古い被保険者名簿を優先して突き合わせを行うことを基本としてはどうか。この場合は、媒体の別ではなく、作成時期により紙台帳を区別するという点で複雑な手順であるため、第2次審査において行うこととしてはどうか。

(紙台帳等の作成時期が古いものを判断する基準)

- ① 資格記録の取得年月日と比較し、古いもの
- ② ①の基準で同順位となる場合は、納付記録に具体的な記載のある最も新しい年月と比較し、その年月が古いもの

2. (国民年金) 市町村の国民年金記録における納付事由コード等の確認について

(1) 問題の所在

- 市町村が作成した国民年金被保険者名簿（以下「市町村名簿」という。）は、磁気媒体（CSV）により作成された記録、コンピュータ管理された紙台帳記録、手書きにより作成されている紙台帳記録と、複数の記録媒体があるが、特にCSVにより作成された記録及びコンピュータ管理されている紙台帳記録の市町村名簿は、保険料の納付等の事実を示すものとして、特殊なコード（記号）を用いているものが多く存在する。
- それらのコードについては、その指し示す内容が分からないと突合せが実施できないため、受託事業者において国民年金の審査を実施する際には、当該納付事由等のコードを簡易に確認できるよう対応する必要がある。

(2) 対応案

- 審査対象となる市町村名簿のコードの情報を機構本部から市町村に確認して集約を行ってきたところであり、当該情報を審査時に参照できるよう、システム上のツールを整備したところ。また、印字した市町村名簿について、どの市町村のものであるかが分かるように、印字物に都道府県・市町村コードを含めた画像番号を表示する機能を設けた。
- これにより、受託事業者が審査を実施する際には、市町村を特定し、当該市町村の市町村名簿で用いられているコードをシステム上参照できることとなる。
国民年金の突合せの実施に当たり、市町村に対し、納付事由等のコードについて提出いただき、それに基づき突合せを実施することについて確認を行っているところであるが、突合せの際、市町村名簿中に市町村から提出のなかったコードが付されていた場合には、誤った突合せの実施を避けるため、当該箇所については判読不能として取り扱うこととしてはどうか。（その際、当該箇所について事跡を残す。）なお、手書きの市町村名簿に用いられている、納付等を示す文字・印については、その指し示す内容をマニュアルに盛り込んでおり、それを用いて判断することとする。

3. (厚生年金・船員保険) ご本人から届出がなされていないことにより資格記録と給付記録の内容が異なっている場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを行う紙台帳検索システムは、平成21年9月時点のコンピュータ記録となっていることから、第1次審査において不一致となった審査案件については、平成21年9月以降に記録訂正が行われているかどうかを確認するため、第2次審査で社会保険オンラインシステム上の最新の資格記録を確認することとしている。(社会保険オンラインシステムの給付記録には、突合せ上不必要な情報が表示されるため、受託事業者では資格記録を参照することとしている。)
- 中央記録突合センターにおける審査案件において、上記のケースのほか、以下のケースのように、資格記録と給付記録の内容が異なっているケースが発見された。本ケースでは、紙台帳等の内容は資格記録と一致しているため、受託事業者の審査では補正不要として審査を終了する案件となっていることから、この場合における突合せ上の取扱いについて検討する必要がある。
 - ・ 在職老齢年金を受給している者が退職改定届出(平成10年2月までに退職した者には届出が義務付けられていた)を行っていないケース
 - ⇒ 給付記録に在職老齢年金受給後の勤務状況が反映されていない一方、資格記録においては、在職老齢年金受給後、退職までの内容が反映されているため、両記録の内容が異なる。

(2) 対応案

本事例については、紙台帳記録をコンピュータ入力した際に誤りが生じた案件ではないが、ご本人に届出を促すことが望ましいと考えられていることから、職員審査段階において捕捉し、ご本人に照会を行うこととしてはどうか。具体的には、最新の資格記録を確認することにより補正不要となった案件のうち、資格記録に要再裁定表示がないものについては、職員に回付し、職員が社会保険オンラインシステムの資格記録と給付記録を参照することで、退職改定の届出漏れが発生していないか確認することとしてはどうか。

※ なお、本事例のほか、受給者の資格記録の訂正が行われ、再裁定申出がなされているが、再裁定がまだ行われていないために給付記録の訂正は行われておらず、両記録の内容が異なるケースがあるが、この場合は、再裁定により給付記録が資格記録と一致することとなることから、紙台帳等との突合せにおいては特段の対応は行わない。

4. (厚生年金・船員保険) 整備記録の取扱いについて

(1) 問題の所在

- 過去の被用者年金制度においては、年金の裁定の際、平均標準報酬月額と加入期間により年金の給付額が決定されていたが、昭和48年の制度改正により、物価の変動等に対応するための年金額の再評価制度が導入されたことで、平均標準報酬月額のみならず、標準報酬改定の時期と各時期ごとの改定額が年金給付額の計算において考慮されるようになった。
- 昭和48年以前の年金記録については、標準報酬改定の時期や各時期ごとの改定額といった必要な情報が必ずしも盛り込まれていない事例があったことから、再評価制度の導入に合わせ、過去の裁定時の資格記録を基に改めて給付記録の整備を進めたが、今般、紙台帳等との突合せを行ったところ、紙台帳等の記録と不一致となっている事例が存在。

(2) 対応案

- このような記録は、複数の年金制度にわたるほか、旧法年金も含まれているなど、その確認に専門性が求められることから、機構本部において一括して確認を行うこととする。このような記録は整備記録である旨の表示がなされているため、整備記録の表示がある記録については、拠点から機構本部に回付し、確認を行う。その上で、紙台帳等の記録の方がご本人に有利となる場合は、紙台帳等に合わせて補正を行うこととする。

5. (未統合記録) 未統合記録が結び付いた基礎年金番号記録が死亡者である場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

未統合記録の突合せにおいては、紐付いた紙台帳等を基に、当該未統合記録の基本情報（氏名、性別、生年月日、手帳記号番号）に補正の必要がないか確認し、基本情報を補正した場合に基礎年金番号記録に結び付くかどうかを確認する手順となっている。

その際、基礎年金番号記録が見つかった場合には、当該記録に統合を行うべく、紙台帳等との突合せを実施した上で、ご本人に通知を発出してご確認いただくこととなるが、ご本人と思われる方が既に亡くなられていた場合（かつ、遺族年金受給者がいない場合）に、どのように取り扱うか。

(2) 対応案

当該事例では、①通知をお送りする方が既にいらっしゃらないため、ご本人の記録かどうか確認が行えないこと、②既に亡くなられている方の記録について、遺族年金受給者がいる場合を除き、記録の統合を行う実益に乏しいことから、見つかった基礎年金番号記録が死亡者の記録であった場合には、その時点で突合せを終了する。その旨、事跡に残す。

未統合記録の突合せ業務フロー



赤字が改正部分

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務実施要領（改正案）

日本年金機構

平成22年10月 8日 制定
平成22年12月15日 一部改正

第1 目的

本実施要領は、年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ業務について、その正確性及び効率性を確保するため、当該業務に係る手順、審査基準等を定めることにより、もって本突合せ事業の適正な運営を図ることを目的とする。

第2 突合せ業務の概要

本業務は、紙台帳検索システム（別添1の厚生年金保険（以下「厚生年金」という。）、国民年金、船員保険の紙台帳、マイクロフィルム等（以下「紙台帳等」という。）を電子画像化し、収載したシステム）を使用し、コンピュータ記録と紙台帳等の記録の突合せを行うものであり、平成22年度は、全国29カ所に設置した記録突合センター（別添2）において業務を行う予定としている。

本業務は、記録突合センターにおいて突合せ業務を受託している事業者（以下「事業者」という。）の従事者が担当する①第1次審査及び②第2次審査と、日本年金機構（以下「機構」という。）の職員が担当する③審査結果確認、通知、記録補正等の3つのプロセスから成る（別添3）。それぞれの業務内容のポイントは以下のとおり。

①第1次審査

コンピュータ記録と紙台帳等の記載を照合し、記載内容について不一致がないかを確認するための審査

②第2次審査

第1次審査で不一致とされた箇所について、当該不一致に関し合理的な理由があるかどうかを確認するための審査

③審査結果確認、通知、記録補正等

事業者による第1次審査及び第2次審査の結果を確認し、補正が必要と思われる記録について、御本人に記録補正の要否を確認するために突合せ結果を通知し、その回答を受けて記録の補正等を行う作業

第3 突合せ業務の手順等

1 審査対象者の選定及び突合センターへの提示

(1) 機構本部は、紙台帳等が紐付いている者を、突合せの対象者（以下「審査対象者」という。）として選定し、当該審査対象者の現住所に応じ管轄する記録突合センターごとに審査対象者リストを作成し、記録突合センターに提供する。

当面、以下に掲げる順に審査対象者リストを作成する。

- ① 年齢階層及び地域による突合せ結果の傾向を検証するためのサンプル調査対象者
- ② 受給者（遺族年金受給者の場合は、当該遺族年金に係る死亡者の記録を含む。）について、年齢の高い順
- ③ 基礎年金番号を有する記録と結びついていない記録（以下「未統合記録」という。）の年金手帳記号番号を有する者（中央記録突合センターにおいて突合せを実施）
- ④ 加入者について、年齢の高い順

(2) 当分の間、紐付いている紙台帳等の枚数が18枚以下の者について、突合せを実施することとし、19枚以上の紙台帳等が紐付いている者の取扱いについては、紐付いている紙台帳等の内容を分析し、作業方針を検討する。

(3) 突合せを希望する者の申し出については、平成23年春頃を目途に、新規裁定者については、平成23年秋頃を目途に実施する方向で検討を進める。

※ 申出の受付に当たっては、コンピュータ記録に紐付いていない紙台帳等が存在することを踏まえ、突合せを希望される方から「私の履歴整理表」などの参考情報をいただいた上で実施することを想定している。

(4) 遺族年金に係る死亡者以外の死亡者に係る記録の取扱いについては、国民年金特殊台帳等の突合せ結果の開示等の実施状況を踏まえ検討する。

2 受付及び印字

(1) 審査対象者の受付

事業者は、機構本部より示された審査対象者リストに基づき、紙台帳検索システム上の受付処理を行い、突合せを開始する。

(2) 紙台帳等の印字

事業者は、受付を行った審査対象者について、紐付いた紙台帳等のうち、重複した紙台帳等及び既に突合せを実施した紙台帳等を除いた以下に掲げるものを印字する。

① 厚生年金及び船員保険の記録の場合

・ 厚生年金の紙台帳等のうち、マイクロフィルムにより管理されていた厚生年金被保険者名簿及び原票

- ・ 船員保険の紙台帳等のうち、マイクロフィルムにより管理されていた船員保険被保険者名簿

※厚生年金被保険者台帳（旧台帳）及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）は、元来、厚生年金被保険者名簿及び船員保険被保険者名簿から作成されるものであり、これらと重複するケースが多いと想定されるが、被保険者名簿に記載がない新たな記録が判明する可能性が否定できないことから、当分の間印字し、突合せの結果を検証する。

②国民年金の記録の場合

国民年金の紙台帳等のうち国民年金被保険者名簿（市町村名簿）等

(3) 紙台帳等の並べ替え

印字した紙台帳等については、厚生年金の記録、船員保険の記録、国民年金の記録の順に並べた上で、制度ごとに以下に掲げる方法により順番に並べ、突合せの進捗を管理するためのバーコードを付番した連絡票を表紙として添付した上で、第1次審査担当者に回付する。

①厚生年金及び船員保険の記録の場合

ア 厚生年金については、被保険者名簿、原票の後に厚年旧台帳を並べる。

船員保険については、船員保険被保険者名簿の後に船保旧台帳を並べる。

イ 被保険者名簿及び原票と旧台帳のそれぞれについて、加入記録の取得年月日が古い順に並べる。

ウ 取得年月日が同一の紙台帳等の場合は、当該記録の最後の標準報酬改定年月日が古い順に並べ、喪失年月日の記載のあるものは最後とする。

②国民年金の記録の場合

ア 市町村が作成した国民年金被保険者名簿について、同一人の記録が表と裏に分かれて印字されているものについては、表と裏を組み合わせる。

イ 各紙台帳の資格記録の取得年月日を比較し、最も古いものから順に並べる。

ウ イの基準で同順位となる国民年金被保険者名簿については、それらの名簿の納付記録に具体的な記載のある最も新しい年月を比較し、その年月が古いものから順に並べる。

エ アからウまでの基準でも判断ができない場合において、作成年月日が記載されている国民年金被保険者名簿については、作成年月日が古い順に並べる。

3 第1次審査

(1) 基本的考え方

第1次審査は、コンピュータ記録と紙台帳等の記載を照合し、記載内容について不一致がないかを確認するための審査である。なお、記載内容に形式的には不一致がある場合であっても、実質的に両記載が一致している場合等、あえ

て訂正を行う必要がないものについては、みなし一致として第1次審査で終了する。

(2) 審査手順

紙台帳検索システムを使用して、2名の審査担当者が別個に同様の審査を行い（ベリファイ方式）、その結果について作業管理者が確認を行う。2名の審査担当者の突合せ結果が異なる場合には、作業管理者が審査担当者の突合せ内容をチェックし、結果を判断する。

第1次審査の結果、不一致となったものについては、第2次審査を行うこととし、一致（みなし一致を含む。）となったものについては、機構職員による審査終了確認を行う。

(3) 審査内容

①厚生年金及び船員保険の記録の場合

コンピュータ記録の給付記録又は資格記録と紙台帳等の対応する記録を突き合わせ、資格年月日、標準報酬、種別の順に、コンピュータ記録と紙台帳等の記載内容が一致しているかどうかを確認する。

②国民年金の記録の場合

コンピュータ記録の納付記録、付加記録、差額記録及び資格記録と紙台帳等の対応する記録を突き合わせ、納付記録、付加記録及び差額記録について、年度ごとに納付等が行われている総月数が一致しているかどうかの確認を行う。

これらの記録の確認の後、資格記録について、取得年月日及び喪失年月日が一致しているか確認を行う。

③未統合記録の場合

未統合記録の基本情報（氏名、生年月日及び年金手帳記号番号）について、紐付いている紙台帳等と突合せを行い、異なる部分がある場合には、紙台帳等の基本情報に補正した場合に基礎年金番号を保有する者と結び付くかどうかについて、氏名検索や住民基本台帳ネットワークとの突合せ等により確認を行う。

仮に基礎年金番号を保有する者に結び付くことが確認できた場合には、当該未統合記録の制度の別に応じ、①又は②により突合せを行う。なお、基礎年金番号を保有している者が死亡していることが確認された場合であって、当該者の記録が遺族年金の基となっていない場合には、突合せは実施せず、事跡を残して審査を終了する。

(4) みなし一致等

以下の項目については、コンピュータ記録と紙台帳等の記録が実質的に一致していること等から、みなし一致等として第1次審査で終了することを基本とする。

①厚生年金及び船員保険の記録の場合

①コンピュータ切替時の省略入力	コンピュータ切替時に、定時決定等における同等級の標準報酬変更の記録を省略して登録されているものについては、標準報酬の変遷が確認できれば一致とみなす。 ※当該紙台帳の全体としては標準報酬に相違はなく、年金額も同額となるため。
②コンピュータ切替時のみなし報酬（厚生年金）	標準報酬が1万円未満のものは給付額計算時には全て1万円に読み替えることから、コンピュータ切替時に1万円で収録されているものは一致とみなす。
③コンピュータ切替時のみなし報酬（船員保険）	標準報酬が1万2千円未満のものは給付額計算時には全て1万2千円に読み替えることから、コンピュータ切替時に1万2千円で収録されているものは一致とみなす。
④厚年上限額（下限）	標準報酬が当時の等級表の上限額（下限額）より高額（低額）の場合は等級表の上限額（下限額）として、一致とみなす。
⑤金額表示と等級表示	コンピュータ記録の標準報酬は金額表示だが、紙台帳等の標準報酬は等級表示の場合がある。この場合は等級表に基づき、紙台帳等の等級を金額に読替えて突合せを行い、その方法により一致していれば、一致とみなす。 ※紙台帳等の標準報酬が等級表示から金額表示に変更となった時期 厚生年金 昭和35年5月適用分より 船員保険 昭和38年7月適用分より
⑥月額変更の同月喪失	標準報酬の変更と喪失が同月の場合は標準報酬は変更しないため、一致とみなす。 ※喪失月は保険料を徴収しないため。
⑦ドル表示	沖縄の紙台帳等はドル表示の場合がある。換算表に当てはめて審査を行い、同額となれば一致とみなす。
⑧日のみ相違	年月は一致しており、日のみが相違する場合は、年金額に影響しないため、一致とみなす。 ※年金の期間は月単位で計算し、月初取得と月末取得でも同一の月である限り同一処理となるため。
⑨厚生年金施行日	厚生年金制度は昭和17年1月1日施行であるが、コンピュータ記録は、実際に保険料の徴収を開始した昭和17年6月1日となっていることがあるため、紙台帳等に昭和17年6月1日より古い日付が記載されているために不一致となっている場合には、一致とみなす。
⑩厚生年金施行日（女性）	女性の厚生年金制度は昭和19年6月1日施行であるが、コンピュータ記録は、実際に保険料の徴収を開始した昭和19年10月1日となっていることがあるため、紙台帳に昭和19年10月1日より古い日付が記載されているために不一致となっている場合には、一致とみなす。
⑪厚生年金施行日（沖縄）	ドル表示の紙台帳等（沖縄）の厚生年金制度は昭和44年7月1日施行であるが、コンピュータ記録は、実際に保険料の徴収を開始した昭和45年1月1日となっていることがあるため、紙台帳等に昭和45年1月1日より古い日付が記載されているために不一致となっている場合には、一致とみなす。

⑫船員保険施行日	船員保険制度は昭和15年3月1日施行であるが、コンピュータ記録は、実際に保険料の徴収を開始した昭和15年6月1日となっていることがあるため、紙台帳等に昭和15年6月1日より古い日付が記載されているために不一致となっている場合には、一致とみなす。
⑬コンピュータ記録にあつて紙台帳等がない記録	コンピュータ記録に対応する紙台帳等が紐付いていない、又は対応する紙台帳等に一部記載がない場合には、突合せを行うことができないため、一致とみなす。なお、その旨の事跡を残す。
⑭厚生年金基金記録である場合	厚生年金基金の記録は、別途突合せを行っていることから、本事業においては突合せを行わず、第1次審査で終了する。
⑮共済年金への移管記録である場合	共済年金への移管記録であることが判明した場合は、第1次審査で終了する。
⑯紙台帳等の記載が判読不能の場合	紙台帳等の記載が判読不能である場合には、突合せを実施することができないことから、第1次審査で終了する。なお、その旨の事跡を残す。
⑰紙台帳等の記録が複数存在し、かつ、それらが一致しない場合	①同一の紙台帳等内に内容の一致しない記録が複数存在する場合、より新しい記録について突合せを行うことを基本とする。 ②ただし、更新前後の紙台帳等の中で一致しない記録が存在する場合は、更新後の紙台帳等に訂正処理が行われている場合を除き、記載の転記ミスの可能性を踏まえ、更新前の記録について突合せを行うことを基本とする。（被保険者名簿と原票との間の記録の不一致も、同様に取り扱い、突き合わせる。） ③被保険者名簿と旧台帳との間で不一致がある場合については、被保険者名簿の記録と突合せを行う。

②国民年金の記録の場合

①納付記録について、紙台帳等の月数がコンピュータ記録の月数よりも少ない場合	国民年金においては、市町村は現年度分のみ徴収責任を負っていたことから、過年度納付等の場合に納付内容が正確に記載されていないことがしばしば見られる。そのため、コンピュータ記録の方が納付記録又は付加記録の月数が長い場合（差額記録については、コンピュータ記録の方が少ない場合）、誤った訂正を防止する観点から、一致とみなすこととする。
②付加記録について、紙台帳等の月数がコンピュータの月数よりも少ない場合	
③差額記録について、紙台帳等の差額未納又は差額免除の月数がコンピュータ記録よりも多い場合	
④法施行前の資格記録	国民年金制度は昭和36年4月施行であるが、昭和35年10月から準備期間とされていたことから、紙台帳記録において、一部に昭和36年4月前に資格取得と表記されているものが存在する。昭和36年4月前の年月日の記載に起因する不一致については、一致とみなす。
⑤強制加入・任意加入の間の不一致	実際の年金給付額に影響を及ぼさないことから、一致とみなす。

⑥1号加入・任意加入の間の不一致	実際の年金給付額に影響を及ぼさないことから、一致とみなす。
⑦コンピュータ記録にあって紙台帳等がない記録	コンピュータ記録に対応する紙台帳等が紐付いていない、又は対応する紙台帳等に一部記載がない場合には、突合せを行うことができないため、一致とみなす。なお、その旨の事跡を残す。
⑧紙台帳等の記載が判読不能の場合	紙台帳等の記載が判読不能である場合には、突合せを実施することができないことから、第1次審査で終了する。なお、その旨の事跡を残す。
⑨紙台帳等の納付事由等コードの内容が確認できない場合	市区町村が作成した国民年金被保険者名簿について、納付記録等において用いているコードの内容が市区町村から提供されたコード表によっても不明の場合は、その箇所については審査は実施しないこととする。なお、その旨の事跡を残す。
⑩昭和5年4月2日以後に生まれた方に係る資格記録のみの不一致	資格記録のみの不一致は、実際の年金給付額に影響を及ぼさないことから、昭和5年4月2日以後に生まれた方に係る資格記録については突合せを実施せず、第1次審査で終了する。なお、その旨の事跡を残す。
⑪紙台帳等の記録が複数存在し、かつ、それらが一致しない場合	同一の納付記録が複数市町村の国民年金被保険者名簿に転記されていること、そのうち一部に限って事後的に修正が行われていることがあることから、紐付いている紙台帳等の納付記録を比較し、各納付年度について、最も納付月数が多い紙台帳等について突合せを行う。
⑫同一市区町村の記録が複数の媒体により存在し、かつ、それらが一致しない場合	同一市区町村において、手書きの紙台帳、コンピュータ管理された紙媒体の名簿、磁気媒体（CSV）による名簿の3種類の国民年金被保険者名簿が作成されている場合があるが、それらの記載が一致しない場合は、①手書きの紙台帳、②コンピュータ管理された紙媒体の名簿、③磁気媒体（CSV）による名簿の順で記載内容を優先し、突合せを実施する。

(5) 機構職員による確認及び保管

事業者による第1次審査において一致と判定された審査対象者の記録については、機構職員による確認の後、機構職員による審査終了登録を行う。

審査終了登録がなされた審査対象者に係る連絡票、紙台帳等の写し等については、機構職員の指示の下、事業者が保管する。保管すべき文書及び保管期間は別添4のとおりとする。

(6) 品質管理

事業者による第1次審査結果の正確性を確保するために、事業者及び機構において、以下のとおり追加的な確認作業（抜取検査）を行う。

①事業者による品質管理（抜取検査）

管理者が、すべての作業管理者の審査結果を一定の割合で抜き取り、検査を行う。その確認内容は、作業管理者による第1次審査確認の内容を改めてチェックするものであり、具体的には以下に掲げるとおりである。

- ・ 第1次審査の2名の審査担当者の処理結果が相違している箇所について、正しい審査がなされていること

- ・ 紙台帳検索システムにおける備考欄が記述ルールに基づいて入力されていること
- ・ 個別の記録事項の確認結果及び備考欄の記載と全体の審査結果の間に矛盾がないこと

当該抜取検査において誤りが発見された場合には、捕捉した誤審理由にて、誤審したチームの作業管理者に見直しを指示する。その際、誤審が見つかった場合は紙台帳検索システム上で正しい結果に修正させる。

再度抜取検査を行い、同様に誤審が続く場合は繰り返し再見直しさせる。

②機構職員による品質管理（抜取検査）

機構職員は管理者ごとに、当該管理者が担当した審査案件について、一定の割合で抜取検査を行う。具体的には、各管理者が抜取検査を行った保管箱全体の中から、当該管理者が抜取検査を行った事案と行っていない事案それぞれ一定件数抽出し、次に掲げる方法により確認する。

- ・ 第1次審査の2名の審査担当者の処理結果が相違している箇所について、正しい審査がなされていること
- ・ 紙台帳検索システムにおける備考欄が記述ルールに基づいて入力されていること
- ・ 個別の記録事項の確認結果及び備考欄の記載と全体の審査結果との間に矛盾がないこと

当該抜取検査において誤りが発見された場合には、誤審理由（見直しの観点）と併せ、保管箱全体について事業者に返却し、全件の見直し（再審査）を指示することを基本とする。その際、誤審理由は伝達するものの、誤審となった審査対象事案がどの事案であるかは伝達しない。

事業者による再審査が完了した際には、誤りがあった審査対象事案が正しい審査結果に変更されているかを確認する。

4 第2次審査

(1) 基本的考え方

第2次審査は、第1次審査で不一致とされた箇所について、当該不一致に関し合理的な理由があるかどうかを確認するための審査である。

(2) 審査手順

第2次審査の担当者による審査の後、作業管理者が記録補正の要否について確認を行い、補正不要又は補正要（記録訂正又は新規判明）を判断する。

事業者による第2次審査の終了後は、機構職員による審査終了確認を行う。

(3) 審査内容

以下に掲げる内容について、不一致となっている紙台帳等のみならず、他の紙台帳等の記録や社会保険オンラインシステムにおける詳細記録を参照し、第1次審査において不一致と判定された事項について、その不一致に理由がない

かどうかを確認する。理由が確認できたものについては、補正不要とする。補正不要とする場合の判断の基本的考え方は以下のとおりとし、補正不要となったものについては、その旨事跡を残す。

①厚生年金及び船員保険の記録の場合

①脱退手当金の算定基礎となっている年金記録である場合	不一致箇所について、脱退手当金の算定の基礎となっている年金記録であることが確認できた場合は、補正不要とする。（脱退手当金の支給日が被保険者期間中である場合を除く。）
②共済年金への移管記録の場合	共済年金へ移管された年金記録に係る不一致については、突合せを実施しないことから、補正不要とする。
③最新記録により訂正が確認できる場合	直近に記録が訂正されており、紙台帳等の記録と一致することが確認できた場合には、補正不要とする。 ※紙台帳検索システムのコンピュータ収録情報が平成21年9月時点のため。
④2以上の事業所に勤務している場合	同時期に複数の事業所で勤務している場合には、コンピュータ記録上は一方の事業所の加入期間を修正した上で、重複勤務期間について標準報酬を合算した一つの記録とする処理を行っている。（なお、厚生年金事業所と船員保険事業所の重複勤務の場合には、厚生年金の加入期間を船員保険の加入期間に重複しないように修正した上で、重複期間について標準報酬の合算処理は行わない処理をしている。）当該処理が確認できた場合には、補正不要とする。
⑤65歳到達後の記録	昭和61年4月以降は、65歳以降の加入記録等は、年金給付額の算定に影響を及ぼさないことから、当該記録が紙台帳に存在しても、補正不要とする。
⑥法施行前の記録	厚生年金保険法の施行は、業種によって異なっていたため、当該業種に係る制度施行以前の時期について紙台帳記録があり、不一致となっている場合には、補正不要とする。
⑦昭和44年から昭和48年にかけての標準報酬の不一致	昭和44年から昭和46年にかけて、健康保険と厚生年金の標準報酬に不一致があり、紙台帳等において健康保険の標準報酬が記入されている場合がある。また、昭和46年から昭和48年にかけて、法改正に伴う標準報酬改定が行われており、同等級における標準報酬月額が誤って記載されている場合がある。そのような場合による不一致であると確認された場合には、補正不要とする。
⑧一つの事業所加入記録が二つのコンピュータ記録に分割されている場合	管轄年金事務所の変更により、一つの事業所の加入記録が、一定時期で二つに分割されている場合がある。全体の加入期間及び標準報酬には変更がなく、年金額にも影響がないため、そのような場合には補正不要とする。
⑨昭和32年9月以前の標準報酬の特例	昭和32年10月から昭和51年7月までの間に厚生年金又は船員保険について3年以上の被保険者期間がある場合には、昭和32年9月以前の標準報酬月額は年金額の計算に算入しないこととされている。その場合、昭和32年9月以前の標準報酬に係る不一致については補正不要とする。
⑩別人の記録である場合	紙台帳とコンピュータ記録の氏名と生年月が一致しているが、日までは一致していない場合には、年金手帳記号番号の一部が一致しているかどうか、紙台帳記録に対応するご本人のコンピュータ記録が存在するかどうかについて確認を行い、氏名と生年月日まで一致している場合には、紙台帳記録に記載されている加入期間が、ご本人

	<p>のコンピュータ記録の加入期間と重複がないかについての確認を行う。これらの確認により、同姓同名の方など、別人の記録が紐付いていると確認できた場合には、当該紙台帳等に係る突合せは終了し、補正不要とする。</p>
⑪任意継続被保険者に係る記録である場合	<p>健康保険制度の任意継続被保険者に係る記録についても紐付けが行われている場合があるため、当該記録であると確認された場合は、補正不要とする。</p>
⑫紙台帳等上の記録自体が取り消されている等の訂正処理が行われている場合	<p>紙台帳等において、記録自体が取り消されている等の訂正処理が行われていることが第2次審査において確認できた場合には、補正不要とする。</p>
⑬第三者委員会あっせん事例等の事跡が確認できる場合	<p>第三者委員会あっせん事例等の事跡が確認できた場合には補正不要とする。</p>
⑭払出簿における訂正履歴の確認	<p>払出簿に記載されている資格取得日に訂正処理がなされており、それがコンピュータ記録と一致している場合には、補正不要とする。</p>
⑮コンピュータ記録上の標準報酬や加入期間に係る訂正履歴が確認できる場合	<p>紙台帳等に記載された当時の情報について、コンピュータ上で事後的に訂正がなされた履歴が存在する場合には補正不要とする。</p>
⑯社会保険オンラインシステムに保存されている紙台帳等の検索により訂正履歴を確認できる場合	<p>紙台帳等が紐付いていない可能性が考えられる場合には、社会保険オンラインシステム上の検索により見つかる可能性があることから、当該検索を行う。その結果、紐付いていない紙台帳等が発見され、当該紙台帳等も含めて突合せを行うことで不一致の理由が確認できた場合には、補正不要とする。 なお、本手法により補正不要となる件数について把握し、本手法の有効性について検証する。</p>
⑰紙台帳等における標準報酬一等級改定	<p>標準報酬の定時決定に該当しない場合であって、改定前後の標準報酬が等級表の上限又は下限のいずれにも該当しない場合については、一等級の改定は法令違反の標準報酬改定となる。そのため、そのような紙台帳等の記載により発生した不一致については、補正不要とする。</p>
⑱複数の紙台帳等をコンピュータ記録上で一つに統合している場合	<p>①複数事業所間を同月内に移動している場合、②複数事業所に重複勤務している場合であって、コンピュータ記録上複数の記録を統合して処理している場合には、コンピュータ記録上の加入期間が紙台帳等の合算した加入期間より長い場合には、補正不要とする。</p>
⑲標準報酬に係るコンピュータ記録が高額なケース	<p>申出のない受給者に係る突合せについて、標準報酬月額のみが不一致となっており、かつコンピュータ記録の標準報酬月額の方が紙台帳等よりも高い場合は、補正不要とする。</p>
⑳健康保険のみ適用の記録	<p>「健のみ適用」「学徒動員」等の記載から健康保険のみ適用の記録であることが確認できた場合は、補正不要とする。</p>

②国民年金の記録の場合

①最新記録により訂正が確認できる場合	直近に記録が訂正されており、紙台帳等の記録と一致することが確認できた場合には、補正不要とする。※紙台帳検索システムのコンピュータ収録情報が平成21年9月時点のため。
②コンピュータ記録で資格喪失がされた後の第3号被保険者記録	市町村の国民年金被保険者名簿については、第3号被保険者期間について必ずしも正確に捕捉できない場合があることから、コンピュータ記録において資格喪失処理がなされた後に紙台帳に記載されている第3号被保険者記録に係る不一致については、補正不要とする。
③他制度加入の記録がある場合	厚生年金、船員保険又は共済年金に加入した場合は、当該他制度の加入期間と重複する国年資格期間については喪失処理がなされるため、当該期間に係る紙台帳等との不一致は補正不要とする。
④コンピュータ記録上の訂正履歴が確認できる場合	紙台帳等に記載された当時の情報について、コンピュータ記録上で事後的に訂正がなされた履歴が確認できる場合には補正不要とする。
⑤紙台帳等の記録に整合性がない場合	紙台帳等に記載されている資格期間よりも長い納付期間がある場合など、当該紙台帳等の中の記載に不整合がある場合には、当該不整合に係る不一致については補正不要とする。また、同一市区町村の同一の記録媒体による国民年金被保険者名簿の間で記載が相違する場合は、より古い記録の記載を優先することを基本とする。
⑥特殊台帳の記載により確認できる場合	御本人の記録に紐付いている特殊台帳を確認し、不一致に係る部分について特殊台帳の記録がコンピュータ記録と一致していることが確認できる場合は、補正不要とする。
⑦コンピュータ記録において還付記録が確認できる場合	コンピュータ記録において保険料の還付の記録が確認できる場合は、当該還付に係る期間については国年記録を訂正したことが推定できることから、補正不要とする。
⑧第三者委員会あっせん事例等の事跡により訂正履歴が確認できる場合	第三者委員会あっせん事例等の事跡が確認できた場合には補正不要とする。
⑨コンピュータ記録で資格喪失がされた後の免除記録	市町村の国民年金被保険者名簿については、免除期間について必ずしも正確に捕捉できない場合があることから、コンピュータ記録において資格喪失処理がなされた後に紙台帳に記載されている免除記録に係る不一致については、補正不要とする。
⑩別人の紙台帳等である場合	紙台帳とコンピュータ記録の氏名と生年月が一致しているが、日までは一致していない場合には、年金手帳記号番号の一部が一致しているかどうか、紙台帳記録に対応するご本人のコンピュータ記録が存在するかどうかについて確認を行い、氏名と生年月日まで一致している場合には、紙台帳記録に記載されている加入期間が、ご本人のコンピュータ記録の加入期間と重複がないかについての確認を行う。これらの確認により、同姓同名の方など、別人の記録が紐付いていると確認できた場合には、当該紙台帳等に係る突合せは終了し、補正不要とする。

③未統合記録の場合

第1次審査において紙台帳等と突合せを行った未統合記録のうち、第1次審査において不一致があったものについて、その制度の別に応じ、①又は②

の基本的考え方に基づいて、その不一致に理由がないかどうかを確認する。
理由が確認できたものについては、補正不要とする。

(4) 機構職員による確認及び保管

①補正不要の記録の場合

事業者による第2次審査において補正不要と判断された審査対象者の記録については、機構職員による確認の後、機構職員による審査終了登録を行う。その際、(3)の①厚生年金及び船員保険の記録の場合の表の③により補正不要となった記録については機構職員に回付し、ご本人から届出がなされていないことにより資格記録と給付記録が不一致となっている場合には、ご本人に照会を行う。

審査終了登録がなされた審査対象者に係る連絡票及び紙台帳等の写し等については、機構職員の指示の下、事業者が保管する。保管すべき文書及び保管期間は別添4のとおりとする。

②補正要の記録の場合

事業者による第2次審査において補正要と判断された審査対象者の記録については、機構職員により事業者の審査が適正に行われたか否かの確認を行うことと併せ、以下の事項を中心に、機構職員自身が審査を行い、当該記録が真に補正を要するものであるかを確認する。

当該職員審査を経ても、なお補正要とされる記録については、職員が補正内容を確認した上で、機構職員による審査終了登録を行う。

審査終了登録がなされた記録については、年金受給見込額の試算等、記録補正等の処理を行うこととし、審査対象者に係る連絡票及び紙台帳等の写し等については、機構職員の指示の下、事業者が保管する。保管すべき文書及び保管期間は別添4のとおりとする。

(ア) 厚生年金・船員保険の記録に関する職員審査事項

①紙台帳の記載の正誤	紙台帳等の記載が明らかに記入ミスであると疑われる場合については、補正不要とする。
②事業所の適用期間との齟齬	紙台帳等の資格取得から資格喪失までの期間の一部又は全部が事業所の適用期間以外となっている場合は、職員の確認により、補正不要とする。
③健康保険のみ適用の有無	職員による事業所情報の確認により、健康保険のみ適用の記録と判断された場合には、補正不要とする。
④共済年金への移管の有無	一部の共済年金への移管記録については、コンピュータ記録に移管記録が入力されていない場合があることから、職員により機構本部に確認を行い、該当する記録が共済年金への移管記録であると確認できた場合には、当該記録に係る不一致は補正不要とする。
⑤申出に係る記録訂正の有無	御本人の申出により過去に年金記録を訂正していることが申出書により確認できる場合には、補正不要とする。

⑥別人記録の確認	紙台帳の年金手帳記号番号の一部が一致する他のコンピュータ記録が存在しないかについて確認することにより、同姓同名の方など、別人の記録であると判断される場合には、補正不要とする。
⑦差止・保留の記録	年金の給付が差し止められている記録のうち、現況届が出されていない等、ご本人に死亡の疑いがあることにより差し止められている記録については、補正要とするが通知は発出せず、当該突合せ結果に係る事跡を残す。
⑧整備表示の入った記録	整備表示が入った記録については、複数の年金制度にわたるほか、旧法年金も含まれている等、確認に専門性が求められるため、機構本部に回付し、確認を行う。

(イ) 国民年金の記録に関する職員審査事項

①資格喪失の理由の確認	東京都内における保険料還付については、必ずしも特殊台帳に記載がない場合があることから、職員により東京都内の年金事務所で行われた還付の記録を確認し、還付の事実（資格喪失）が確認できた場合には、補正不要とする。 東京都内における還付の記録が確認できない場合であっても、紙台帳等とコンピュータ記録の不一致に係る期間について、国民年金の資格喪失の記録がコンピュータ上にある場合には、本人又は事業者の届出により当該時点において国民年金の加入を終了させる明確な行為があり、不一致に理由がある可能性が高いことから、補正要とするが通知は発出せず、当該突合せ結果に係る事跡を残す。
②共済年金加入の有無	給付記録を確認し、不一致に係る期間について共済年金への加入が確認できた場合には、補正不要とする。
③別人記録の確認	紙台帳の年金手帳記号番号の一部が一致する他のコンピュータ記録が存在しないかについて確認することにより、同姓同名の方など、別人の記録であると判断される場合には、補正不要とする。
④差止・保留の記録	年金の給付が差し止められている記録のうち、現況届が出されていない等、ご本人に死亡の疑いがあることにより差し止められている記録については、補正要とするが通知は発出せず、当該突合せ結果に係る事跡を残す。

(5) 品質管理

事業者による第2次審査結果の正確性を確保するために、事業者及び機構において、以下のとおり追加的な確認作業（抜取検査及び全件検査）を行う。

①補正不要の記録の場合

(ア) 事業者による品質管理（抜取検査及び全件検査）

すべての作業管理者の審査結果を一定の割合で抜き取り、検査を行う。その確認内容は、作業管理者による第2次審査確認の内容を改めてチェックするものであり、具体的には以下に掲げるとおりである。

- ・ 補正不要と判断した箇所について、第2次審査の処理結果及び備考欄の記載から補正不要とした理由を確認し、当該理由により補正不要と判断できることについて、連絡票に添付された補正不要の判断の根拠とな

ったコンピュータ記録の印字物（補正不要の判断根拠となった箇所にマーカーが付されたもの）等を参照する

- ・ 紙台帳検索システムにおける備考欄が記述ルールに基づいて入力されていること

上記の抜取検査のほか、第2次審査において補正不要とされたものの全件について、個別の記録事項の確認結果及び備考欄の記載と全体の審査結果との間に矛盾がないか確認を行う。

当該抜取検査及び全件検査において誤りが発見された場合には、捕捉した誤審理由にて、誤審したチームの作業管理者に見直しを指示する。その際、誤審が見つかった場合は紙台帳検索システム上で正しい結果に修正させる。

再度抜取検査を行い、同様に誤審が続く場合は繰り返し再見直しさせる。

(イ) 機構職員による品質管理（抜取検査）

機構職員は管理者ごとに、当該管理者が担当した審査案件について、一定の割合で抜取検査を行う。具体的には、各管理者が抜取検査を行った保管箱全体の中から、当該管理者が抜取検査を行った事案と行っていない事案それぞれ一定の件数抽出し、次に掲げる方法により確認する。

- ・ 補正不要と判断した箇所について、第2次審査の処理結果及び備考欄の記載から補正不要とした理由を確認し、当該理由により補正不要と判断できることについて、連絡票に添付された補正不要の判断の根拠となったコンピュータ記録の印字物（補正不要の判断根拠となった箇所にマーカーが付されたもの）等を参照する
- ・ 紙台帳検索システムにおける備考欄が記述ルールに基づいて入力されていること
- ・ 個別の記録事項の確認結果及び備考欄の記載と全体の審査結果との間に矛盾がないこと

当該抜取検査において誤りが発見された場合には、誤審理由（見直しの観点）とあわせ、保管箱全体について事業者に返却し、全件の見直し（再審査）を指示することを基本とする。その際、誤審理由は伝達するものの、誤審となった審査対象事案がどの事案であるかは伝達しない。

事業者による再審査が完了した際には、誤りがあった審査書類が正しい審査結果に変更されているかを確認する。

②補正要の記録の場合

(ア) 事業者による品質管理（抜取検査及び全件検査）

すべての作業管理者の審査結果を一定の割合で抜き取り、検査を行う。その確認内容は、作業管理者による第2次審査確認の内容を改めてチェックするものであり、具体的には以下に掲げるとおりである。

- ・ 紙台帳検索システムにおける備考欄が記述ルールに基づいて入力されていること
- ・ 個別の記録事項の確認結果及び備考欄の記載と全体の審査結果との間に矛盾がないこと
- ・ 補正要（記録訂正）の場合、第2次審査の過程で特に審査誤りが生じやすい個所を重点的に確認する観点から、以下の事項について確認する。当該確認事項については、今後の突合せの実施状況を踏まえ、必要に応じ変更する。

一被保険者期間が不一致の場合

二以上の事業所に勤務している場合の処理により、一方の事業所の加入期間が短くなっているケースを見逃していないか

一標準報酬が不一致の場合

二以上の事業所に勤務している場合の処理により、重複勤務期間の報酬の合算処理がされているケースを見逃していないか

上記の抜取検査のほか、第2次審査において補正要とされたものの全件について、紙台帳検索システムに正しく補正内容が入力されているか確認を行う。

当該抜取検査及び全件検査において誤りが発見された場合には、捕捉した誤審理由にて、誤審したチームの作業管理者に見直しを指示する。その際、誤審が見つかった場合は紙台帳検索システム上で正しい結果に修正させる。

再度抜取検査を行い、同様に誤審が続く場合は繰り返し再見直しさせる。

(イ) 機構職員による品質管理（抜取検査及び全件検査）

機構職員は管理者ごとに、当該管理者が担当した審査案件について、一定の割合で抜取検査を行う。具体的には、各管理者が抜取検査を行った保管箱全体の中から、当該管理者が抜取検査を行った事案と行っていない事案をそれぞれ抽出し、次に掲げる方法により確認する。

- ・ 紙台帳検索システムにおける備考欄が記述ルールに基づいて入力されていること
- ・ 個別の記録事項の確認結果及び備考欄の記載と全体の審査結果との間に矛盾がないこと
- ・ 補正要（記録訂正）の場合、第2次審査の過程で特に審査誤りが生じやすい個所を重点的に確認する観点から、以下の事項について確認する。当該確認事項については、今後の突合せの実施状況を踏まえ、必要に応じ変更する。

一被保険者期間が不一致の場合

二以上の事業所に勤務している場合の処理により、一方の事業所の加入期間が短くなっているケースを見逃していないか

一標準報酬が不一致の場合

二以上の事業所に勤務している場合の処理により、重複勤務期間の報酬の合算処理がされているケースを見逃していないか

上記の抜取検査のほか、第2次審査において補正要とされたものの全件について、紙台帳検索システムに正しく補正内容が入力されているか確認を行う。

当該抜取検査及び全件検査において誤りが発見された場合には、誤審理由（見直しの観点）とあわせ、保管箱全体について事業者に戻却し、全件の見直し（再審査）を指示することを基本とする。その際、誤審理由は伝達するものの、誤審となった審査対象事案がどの事案であるかは伝達しない。

事業者による再審査が完了した際には、誤りがあった審査書類が正しい審査結果に変更されているかを確認する。

第4 突合せ後の処理

第1次審査及び第2次審査終了後は、別添5のとおり、突合せに係る申出の有無、受給者及び加入者の別、記録補正の要否等の特性に応じ、年金受給見込額の試算及び御本人への通知の発出を行う。

- 1 申出なしに突合せを行った受給者について
 - ・ 突合せ結果が一致又は補正不要となった場合には、年金受給見込額試算及び通知ともに行わない。
 - ・ 突合せ結果が補正要となった場合には、年金受給見込額試算を行う。その際、標準報酬月額が減となる場合等、明らかに年金受給見込額が減額となる場合には、試算は行わない。試算結果が増額となった場合には、御本人に通知を発出する。試算結果が減額又は増減なしとなった場合には、当該突合せが御本人の申出を契機としないものであること、既に受給権が発生していること等から、通知は発出せず、突合せ結果に係る事跡を残す。
- 2 申出を受けて突合せを行った受給者について
 - ・ 突合せ結果が一致又は補正不要となった場合には、年金受給見込額試算は行わず、突合せ結果に関する通知を発出する。
 - ・ 突合せ結果が補正要となった場合には、年金受給見込額試算を行った上で、試算結果を問わず御本人に通知を発出する。
- 3 申出なしに突合せを行った加入者について
 - ・ 突合せ結果が一致又は補正不要となった場合には、年金受給見込額試算及び通知ともに行わない。

- ・ 突合せ結果が補正要となった場合には、加入者については受給権は発生しておらず、その後の事情変更により受給額も変わりうること等から、年金受給見込額試算を行わずに御本人に通知を发出する。
- ・ 受給資格期間を満たしていない60歳以上の加入者については、70歳以上の方であって、今回の記録補正又は記録の判明により追加される記録の期間と現在の記録の期間を合計して120月（10年）以上の方については通知を发出し、70歳未満の方については、すべてのケースについて、通知を发出する。

4 申出を受けて突合せを行った加入者について

- ・ 突合せ結果が一致又は補正不要となった場合には、年金受給見込額試算は行わず、突合せ結果に関する通知を发出する。
- ・ 突合せ結果が補正要となった場合には、年金受給見込額試算を行わずに御本人に通知を发出する。

5 突合せの結果、新たに記録が判明した場合の取扱いについて

- ・ 突合せの結果、ご本人のコンピュータ記録に対応する記録がない紙台帳等の記録が判明した場合には、当該紙台帳等の記録がご本人のものであるかどうかについて、通知を发出することによりご本人に確認する。当該通知に係るご本人からの回答により、当該紙台帳等の記録がご本人のものであることが確認できた際には、必要に応じ、ご本人に記録補正の通知を发出する。
- ・ 厚生年金又は船員保険の記録について、資格喪失年月日のない記録が新たに判明した場合は、火災、地震、風水害又は戦災等の事情によるものを除き、別添5の2の基準に従って判断を行い、ご本人の了解が得られた場合に、資格喪失年月日を設定する。

6 御本人への通知の发出及び督促

御本人への通知は、突合せに係る申し出の有無、受給者及び加入者の別等に依り行う。

御本人に通知を发出してから60日を経過しても回答がない場合には、督促して回答を求める。それでもなお御本人から回答がない場合は、督促から60日を経過した時点で、通知未回答者として取り扱うこととし、紙台帳検索システムにおいてその事跡を記録する。

なお、通知が未送達となった方については、その旨事跡に残す。

7 記録の補正及び再裁定

通知に対し、年金記録を補正するよう御本人から回答があった場合は、機構本部又は当該審査対象者の住所地を管轄する年金事務所において、記録の補正処理を行う。

年金記録の補正の必要がない旨御本人から回答があった場合には、その旨紙台帳検索システムにおいて事跡を残す。

記録の補正処理を行った後で、機構本部において、再裁定処理を行う。

第5 突合せ事業の適正な実施のための措置

1 研修の実施

突合せ事業の適正な実施のため、機構は、事業者及び機構職員に対し研修を行うとともに、事業者は、突合せ業務の従事者及び管理者に対する研修を実施する。事業者による研修の実施に当たっては、各従事者及び管理者の所掌事務に応じた内容とする。

具体的な内容は次に掲げるとおりである。

- ① 事業者の研修担当者の養成を目的として、機構本部において以下の二種の研修を実施する。
 - ・ 研修担当者を対象とする、突合せ業務の概要、突合せの審査手順、紙台帳検索システムの機器操作、突合センターにおける事業者の従事者の監理及び個人情報保護等のコンプライアンスに関する研修
 - ・ (中央記録突合センターの) 突合せ業務の担当者を対象とする、突合せの審査手順に関する紙上又は実機による演習及び突合せ業務において用いる紙台帳検索システムの機器操作に関する研修
- ② 従事者及び管理者の業務処理能力の向上等を目的として、事業者内部において、従事者及び管理者の所掌事務に応じ、1日から5日程度、次に掲げる研修を実施する。
 - ・ 受付担当者について、年金制度の基本、突合せ業務の概要、個人情報保護等のコンプライアンス等の突合せ業務の基礎知識及び連絡票の作成、審査受付等の受付業務に関する研修を実施する。
 - ・ 第1次審査担当者について、受付担当者が受講する研修に加え、その担当する制度に応じ、第1次審査の手順に関する研修を実施する。審査手順に関する研修は、ケーススタディにより実施し、第1次審査における作業管理者については、さらに座学研修を実施することにより、第1次審査についてより深い知識を習得する。研修終了時にはその理解度を確認するテストを実施し、研修内容の定着を図る。
 - ・ 第2次審査担当者について、受付担当者及び第1次審査担当者が受講する研修に加え、第2次審査の手順に関する研修を実施する。審査手順に関する研修は、座学及びケーススタディにより実施し、第2次審査における作業管理者については、さらに座学研修を実施することにより、第2次審査についてより深い知識を習得する。研修終了時にはその理解度を確認するテストを実施し、研修内容の定着を図る。
 - ・ 審査書類等に係る保管業務担当者について、突合せ業務の基礎知識に加え、保管手順及び保管期限、廃棄手順等の規則について研修を実施する。
 - ・ 電話照会の担当者について、突合せ業務の基礎知識に加え、電話対応に係る手順についての研修を実施する。

2 個人情報保護に関する措置

本突合せ事業は多くの個人情報を取り扱うものであることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いを行うため、以下の措置を講ずる。

① 機構において、突合せにおける個人情報漏洩防止のため、事業者の従事者及び管理者が紙台帳検索システム及び社会保険オンラインシステムを用いる際に、突合せ業務上必要のない検索機能を制限する措置を講じる。

また、記録突合センターの職員が、目的外のデータ閲覧等が行われていないか確認するため、定期的に窓口装置による年金記録の閲覧状況を調査する等、セキュリティ確保のために必要な措置をとる。

② 事業者において、別添6の個人情報保護に関する基本指針を踏まえ、各記録突合センターの実情に応じ、以下に掲げる事項に係る規程を策定し、機構の承認を受ける。

- ・ 個人情報保護の体制整備
- ・ 事務処理誤りや個人情報漏洩等の発生に対応するための危機管理体制の整備
- ・ 秘密の保持
- ・ 審査対象者リスト、連絡票、印字した紙台帳等、突合せ業務の実施に関し得られた書類の複製の禁止等の情報の適正な取扱い
- ・ 業務上必要な範囲を超えた紙台帳検索システムの画面の印字や関連書類の持ち出しの禁止等、個人情報の取扱いに関する教育、訓練の実施
- ・ 目的外のデータの閲覧や業務上認められていない氏名検索によるデータの閲覧、文書の紛失等を防止するための突合せ業務実施場所におけるセキュリティ管理

3 事業実施に係る報告等

事業者は、機構が定めるところにより、週単位又は月単位で（必要な場合は随時に）、その実施する突合せ業務の進捗状況、事業者が策定する個人情報保護の規程違反の事例等について機構に報告する。

機構職員は、業務処理の進捗に停滞等の状況が認められた場合には速やかに必要な改善策を講じるものとする。

4 国民年金被保険者名簿（市町村名簿）の取扱い

国民年金被保険者名簿（市町村名簿）について、以下に掲げる課題が指摘されていることから、突合せ事業開始時点では、厚生年金及び船員保険に係る紙台帳等の突合せを実施することとし、国民年金に係る紙台帳等の突合せは、サンプル調査の実施等により、正確性の確認等が行われた後に実施することとする。

- ・ 磁気媒体の形で作成・保管されていた記録に関し、正確性についての懸念があること
- ・ 市町村が徴収責任を負っていた現年度分の納付記録のみが記載されているなど内容が不完全なため、コンピュータ記録との間で形式的な不一致が多いこと
- ・ 市町村ごとに名簿の形式や納付事由に係る記号が異なっており、効率的な突合せを行う上で支障となっていること

国民年金に係る紙台帳等の突合せは、サンプル調査の実施により正確性を確認し、以下の基準に沿って突合せを実施することとする。

・ 精度管理実施市区町村（当該市区町村における国民年金被保険者名簿について、異なる2人がそれぞれに入力作業を実施（ベリファイ方式）している、又は抜取検査により正確性を確認している市町村）の国民年金記録については、記録の精度管理が行われており、正確性に一定の信頼を置くことができることから、突合せに用いる。

・ 精度管理実施市町村以外の市区町村の国民年金記録については、記録管理の状況が様々であることから、サンプル調査に結果が精度管理実施市町村の不一致率の平均値以下である市区町村の記録について、突合せに用いる。

5 その他実施に係る細目

本実施要領に定めるもののほか、紙台帳検索システムにおける審査結果の入力方法、事業者において実施する研修の内容、事業者から機構への報告様式その他突合せ事業の実施に係る細目については、別途機構において定めるものとする。

第6 厚生労働省への報告等

機構は、定期的に本業務の進捗状況等について、厚生労働省に対して報告を行い、その指示に基づいて、本業務の実施方法等について見直しを行うものとする。

住民基本台帳ネットワークシステムを活用した 住所変更届等の届出手続の簡素化について

平成23年1月31日

日本年金機構

1 背景

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成19年法律第110号。以下「事業改善法」という。）により、平成23年4月から、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用し、本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所等）の提供を受け、住所変更、死亡等に係る届出の省略を行うことができることとされた。

なお、届出の省略の具体的な範囲については、省令において定めることとなっており、準備状況等を踏まえ段階的に施行することとしている。

2 実施方針

（1）受給権者：住所変更届、死亡届について平成23年7月実施予定
（今後、必要な省令改正を実施）

○ 受給権者については、平成18年から現況届の省略を行う中で、住民票コードの収録を進め、現段階で98%を超える者に収録済。

○ 本年6月に送付する年金振込通知書において、住民票コードの収録状況（収録の有無や住民票の住所）と届出省略について周知した上で、本年7月から実施予定。

※ このほか、介護施設入居者など住民票の住所と異なる居所を希望する方については、引き続き、ご本人等に届出をしていただくことを周知。

○ 本年7月以降、住基ネットから死亡情報の提供を受けた場合は、未支給年金等の請求漏れを防止する観点から、その約1カ月後に、「受給権者のご遺族様」宛に未支給年金等の手続きに関するお知らせハガキを送付。

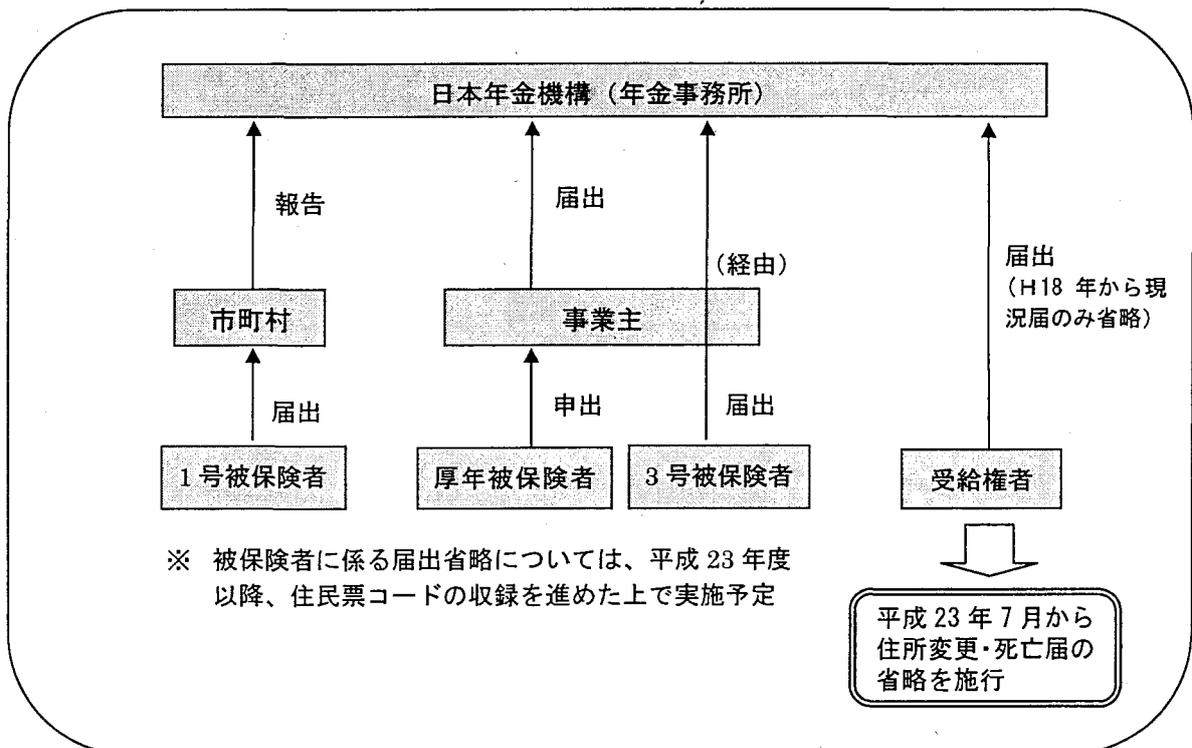
(2) 被保険者：平成23年度以降、住民票コードの収録を進めた上で実施予定

○ 被保険者については、住民票コードと基礎年金番号の試行的な突合せを行った結果、以下の理由から収録率が75%程度に留まっているところ。

- ・両者の住所が異なっている（表記が相違する場合を含む）
- ・両者の氏名のカナ又は漢字の表記（外字を含む）が異なっている 等

○ 平成23年度以降において、①突合せ基準の改善を行うとともに、②被保険者ご自身に住民票コード収録に必要な情報を提供していただくことを検討。

【住所変更等の届出手続の現状と見直し】



【住民票コード収録処理と自動更新処理のイメージ図】

